

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																										
p. 53	第 1 章 施策ごとの具体的計画 第 1 節 自助、共助による防災力の向上 第 2 現 況 ○ 自主防災組織の組織率 96.7%（平成 30 年 4 月 1 日現在） ○ 住宅の耐震化 16,724 戸 80%（平成 29 年度末推計値） ○ 市内の火災発生状況 17 件（平成 28 年） 過去 10 年の平均 20.2 件（統計ひだか） ○ 消防団員数 161 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）	第 1 章 施策ごとの具体的計画 第 1 節 自助、共助による防災力の向上 第 2 現 況 ○ 自主防災組織の組織率 100%（令和 4 年 4 月 1 日現在） ○ 住宅の耐震化 20,619 戸 91.2%（令和元年度末推計値） ○ 市内の火災発生状況 17 件（令和 2 年） 過去 10 年の平均 21.3 件（統計ひだか） ○ 消防団員数 161 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）																										
p. 54	第 3 具体的取組 <予防・事前対策> <table><tr><td>1</td><td>自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）</td></tr><tr><td>2</td><td>自主防災組織の育成強化</td></tr><tr><td>3</td><td>消防団の活動体制の充実</td></tr><tr><td>4</td><td>事業所等における防災組織等の整備</td></tr><tr><td>5</td><td>ボランティア等の活動支援体制の整備</td></tr><tr><td>6</td><td>地区防災計画の策定</td></tr></table> 1 自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育） （1）取組方針 地震による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と行動力が不可欠である。 また、定められた計画を実効性のあるものにするためには、実際に計画を運用する防災機関の職員及び市民等の計画に対する理解が重要である。 （2）具体的な取組内容 ア 市民の役割 【市民】 ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 飲料水及び食糧の備蓄（最低 3 日分（推奨 1 週間分）） ⑤ 生活必需品の備蓄 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（例：災害用伝言ダイヤル） ⑨ 自主防災組織への参加 ⑩ 市、県、区・自治会及び自主防災組織等の実施する防災訓練への参加 ⑪ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（区・自治会の活動等）への参加 ⑫ 近隣の要配慮者への配慮 ⑬ 住宅の耐震化 ⑭ 地震保険への加入 ⑮ 家庭や地域での防災総点検の実施	1	自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）	2	自主防災組織の育成強化	3	消防団の活動体制の充実	4	事業所等における防災組織等の整備	5	ボランティア等の活動支援体制の整備	6	地区防災計画の策定	第 3 具体的取組 <予防・事前対策> <table><tr><td>1</td><td>自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）</td></tr><tr><td>2</td><td>自主防災組織の育成強化</td></tr><tr><td>3</td><td>消防団の活動体制の充実</td></tr><tr><td>4</td><td>事業所等における防災組織等の整備</td></tr><tr><td>5</td><td>ボランティア等の活動支援体制の整備</td></tr><tr><td>6</td><td>地区防災計画の策定</td></tr><tr><td>7</td><td>適切な避難行動に関する普及啓発</td></tr></table> 1 自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育） （1）取組方針 地震による被害の軽減を図るには、防災に関する正しい知識と行動力が不可欠である。 また、定められた計画を実効性のあるものにするためには、実際に計画を運用する防災機関の職員及び市民等の計画に対する理解が重要である。 （2）具体的な取組内容 ア 市民の役割 【市民】 ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 飲料水及び食糧の備蓄（最低 3 日分（推奨 1 週間分）） ⑤ 生活必需品の備蓄 ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油又は給電 ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（例：災害用伝言ダイヤル） ⑩ 自主防災組織への参加 ⑪ 市、県、区・自治会及び自主防災組織等の実施する防災訓練への参加 ⑫ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（区・自治会の活動等）への参加 ⑬ 近隣の要配慮者への配慮 ⑭ 住宅の耐震化 ⑮ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ⑯ 家庭や地域での防災総点検の実施 ⑰ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	1	自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）	2	自主防災組織の育成強化	3	消防団の活動体制の充実	4	事業所等における防災組織等の整備	5	ボランティア等の活動支援体制の整備	6	地区防災計画の策定	7	適切な避難行動に関する普及啓発
1	自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）																											
2	自主防災組織の育成強化																											
3	消防団の活動体制の充実																											
4	事業所等における防災組織等の整備																											
5	ボランティア等の活動支援体制の整備																											
6	地区防災計画の策定																											
1	自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）																											
2	自主防災組織の育成強化																											
3	消防団の活動体制の充実																											
4	事業所等における防災組織等の整備																											
5	ボランティア等の活動支援体制の整備																											
6	地区防災計画の策定																											
7	適切な避難行動に関する普及啓発																											

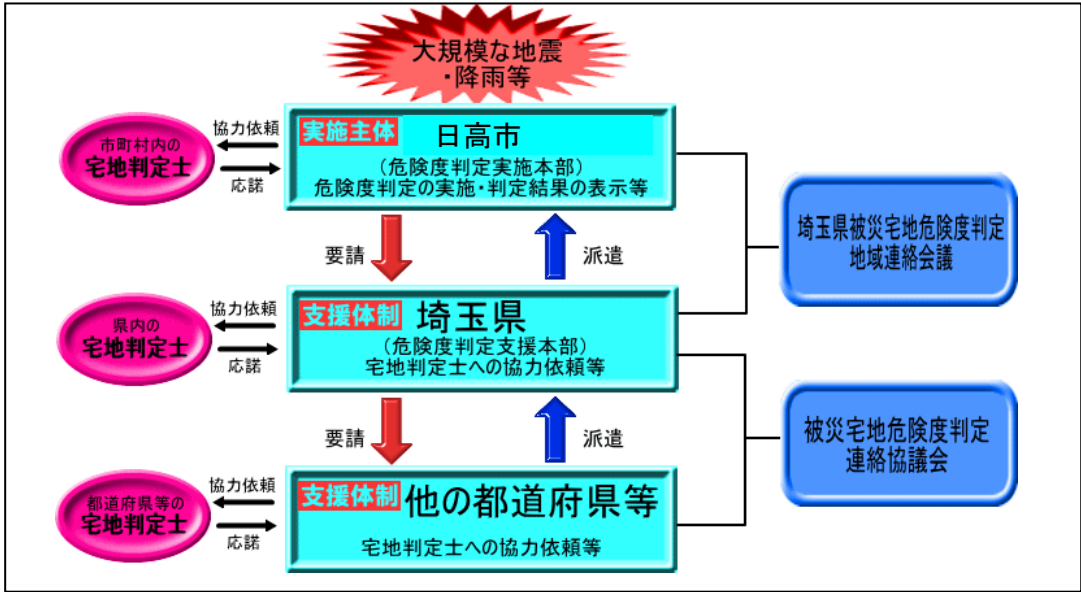
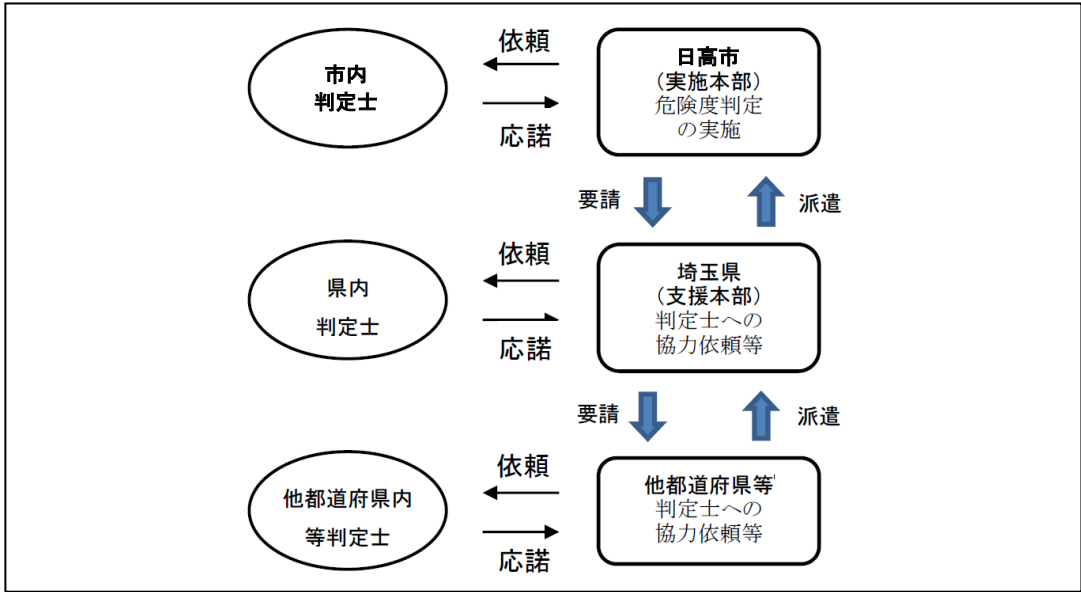
該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）		修正案									
p. 55	イ 市民向けの普及・啓発 【危機管理課（統括班）、<u>消防局</u>、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て 応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）】 ③ 広報媒体等の利用 最も効果的な広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及を図る。 b 広報「<u>ひだか</u>」、市ホームページ、SNS、パンフレット（防災マップ、チラシ、ポスター、防災のし おり等） ④ 要配慮者への配慮 防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分 配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズ の違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ウ 学校教育における防災教育 【学校教育課（文教班）】 教育委員会は児童・<u>生徒等</u>に対し、学校教育<u>や学校外における青少年活動など</u>の中で防災教育を推進して いく。 災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、各教科、道徳、特別活動の指導における副読本や DVD、コンピュータソフトなどの教材・資料の活用を積極的に進める。 また、「学校防災マニュアル」を作成し、災害時に留意する事項等について内容の周知徹底を図るほか、教 職員を対象とした防災研修を行う。	イ 市民向けの普及・啓発 【危機管理課（統括班）、<u>消防組合</u>、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子 育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）】 ③ 広報媒体等の利用 最も効果的な広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及を図る。 b 広報ひだか、市ホームページ、SNS、パンフレット（防災マップ、チラシ、ポスター、防災のしおり 等） ④ 要配慮者への配慮 防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、傷病者、<u>難病患者</u>、外国人、乳幼児、妊産婦等要配 慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男 女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ⑤ <u>高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進</u> <u>高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関 係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</u> ウ 学校教育における防災教育 【学校教育課（文教班）】 教育委員会は児童生徒に対し、学校教育の中で防災教育を推進していく。 災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、各教科、道徳、特別活動の指導における副読本や DVD、コンピュータソフトなどの教材・資料の活用を積極的に進める。 また、「学校防災マニュアル」を作成し、災害時に留意する事項等について内容の周知徹底を図るほか、教 職員を対象とした防災研修を行う。										
p. 56	オ 自助の強化 【危機管理課（統括班）】 ② 家庭内の三つの取組の普及 c 家庭内で備蓄を行う（最低 3 日間（推奨 1 週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段か ら多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング<u>備蓄</u>」を導入する。 ③ 防災総点検 【主な点検例】 <table><tr><th>各主体</th><th>点検事項</th></tr><tr><td>学 校</td><td>・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・<u>生徒</u>を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況</td></tr></table>	各主体	点検事項	学 校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・ <u>生徒</u> を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況	オ 自助の強化 【危機管理課（統括班）】 ② 家庭内の三つの取組の普及 c 家庭内で備蓄を行う（最低 3 日間（推奨 1 週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段か ら多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング<u>ストック法</u>」を導入する。<u>また、災 害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨 1 週間分）を行う。</u> ③ 防災総点検 【主な点検例】 <table><tr><th>各主体</th><th>点検事項</th></tr><tr><td>学 校</td><td>・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況</td></tr></table>			各主体	点検事項	学 校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況
各主体	点検事項											
学 校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・ <u>生徒</u> を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況											
各主体	点検事項											
学 校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況											
p. 57	2 自主防災組織の育成強化 （1）取組方針 大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立 ち、住民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。 このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、活動の充実・ 強化を促進する。 また、研修への参加等による防災リーダーの育成、女性や多様な世代が参加できる環境の整備等により、こ れらの組織の活性化を促す。											

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 58	4 事業所等における防災組織等の整備 （2）具体的な取組内容 ア 一般企業等における防災対策 【消防局】 企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。 また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。 消防局は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。	4 事業所等における防災組織等の整備 （2）具体的な取組内容 ア 一般企業等における防災対策 【消防組合】 企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、</u>各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、<u>防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u> また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。<u>更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> 消防組合は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。
p. 59	イ 危険物施設の防災対策 【消防局】 消防局は、危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。 また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行う。	イ 危険物等関連施設の防災対策 【消防組合】 消防組合は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。 また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行う。 <u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u>
p. 60	5 ボランティア等の活動支援体制の整備 （1）取組方針 大規模災害時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等の活動環境の整備を図っておくことが重要である。 （2）具体的な取組内容 ア 災害ボランティア活動の環境整備 【福祉政策課（避難班）】 イ 登録ボランティア 【福祉政策課（避難班）】	5 ボランティア等の活動支援体制の整備 （1）取組方針 大規模災害時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等の活動環境の整備を図っておくことが重要である。 （2）具体的な取組内容 ア 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備 【生活福祉課（避難班）】 イ ボランティア関係機関等との情報共有 【生活福祉課（避難班）】 <u>ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。</u> ウ 登録ボランティア 【生活福祉課（避難班）】 7 適切な避難行動に関する普及啓発 （1）取組方針 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																														
p. 61		（2）具体的な取組内容 ア 市民向けの普及啓発 【危機管理課（統括班）】 市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。																														
p. 63	＜応急対策＞ <u>4 ボランティアとの連携</u> （2）具体的な取組内容 ア 市災害ボランティアセンターの設置 【避難班（福祉政策課）】 ② 窓口拠点の運営は、市内ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、避難班（社会福祉課）はこれを支援する。	＜応急対策＞ <u>4 ボランティアとの連携</u> （2）具体的な取組内容 ア 市災害ボランティアセンターの設置 【避難班（生活福祉課）】 ② 窓口拠点の運営は、市内ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となっており、避難班（生活福祉課）はこれを支援する。																														
p. 65	第2節 災害に強いまちづくりの推進 第2 現 況 ○ 住宅の耐震化 <u>16,643</u> 戸 <u>80</u>%（平成 26 年度末推計値） ○ 土地区画整理事業の実施 4 地区（平成 27 年 3 月末現在） <table><tr><th>施 行 名</th><th>面 積</th><th>状 況</th></tr><tr><td>高麗川駅西口土地区画整理事業</td><td>約 40.3ha</td><td>事業完了</td></tr><tr><td>武蔵高萩駅北土地区画整理事業</td><td>約 41.4ha</td><td>事業中</td></tr><tr><td>明婦土地区画整理事業</td><td>約 6.4ha</td><td>事業完了</td></tr><tr><td>寺脇土地区画整理事業</td><td>約 1.4ha</td><td>事業完了</td></tr></table>	施 行 名	面 積	状 況	高麗川駅西口土地区画整理事業	約 40.3ha	事業完了	武蔵高萩駅北土地区画整理事業	約 41.4ha	事業中	明婦土地区画整理事業	約 6.4ha	事業完了	寺脇土地区画整理事業	約 1.4ha	事業完了	第2節 災害に強いまちづくりの推進 第2 現 況 ○ 住宅の耐震化 <u>20,619</u> 戸 <u>91.2</u>%（令和元年度末推計値） ○ 土地区画整理事業の実施 4 地区（令和 4 年 3 月末現在） <table><tr><th>施 行 名</th><th>面 積</th><th>状 況</th></tr><tr><td>高麗川駅西口土地区画整理事業</td><td>約 40.3ha</td><td>事業完了</td></tr><tr><td>武蔵高萩駅北土地区画整理事業</td><td>約 41.4ha</td><td>事業中</td></tr><tr><td>明婦土地区画整理事業</td><td>約 6.4ha</td><td>事業完了</td></tr><tr><td>寺脇土地区画整理事業</td><td>約 1.4ha</td><td>事業完了</td></tr></table>	施 行 名	面 積	状 況	高麗川駅西口土地区画整理事業	約 40.3ha	事業完了	武蔵高萩駅北土地区画整理事業	約 41.4ha	事業中	明婦土地区画整理事業	約 6.4ha	事業完了	寺脇土地区画整理事業	約 1.4ha	事業完了
施 行 名	面 積	状 況																														
高麗川駅西口土地区画整理事業	約 40.3ha	事業完了																														
武蔵高萩駅北土地区画整理事業	約 41.4ha	事業中																														
明婦土地区画整理事業	約 6.4ha	事業完了																														
寺脇土地区画整理事業	約 1.4ha	事業完了																														
施 行 名	面 積	状 況																														
高麗川駅西口土地区画整理事業	約 40.3ha	事業完了																														
武蔵高萩駅北土地区画整理事業	約 41.4ha	事業中																														
明婦土地区画整理事業	約 6.4ha	事業完了																														
寺脇土地区画整理事業	約 1.4ha	事業完了																														
p. 66	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <table><tr><td><u>1</u> 防災都市づくり</td></tr><tr><td><u>2</u> 耐震化と安全対策の推進</td></tr><tr><td><u>3</u> 不燃化等の促進</td></tr><tr><td><u>4</u> オープンスペース等の確保</td></tr><tr><td><u>5</u> 土砂災害の予防</td></tr><tr><td><u>6</u> 地震火災等の予防</td></tr><tr><td><u>7</u> 被災建築物応急危険度判定体制等の整備</td></tr></table>	<u>1</u> 防災都市づくり	<u>2</u> 耐震化と安全対策の推進	<u>3</u> 不燃化等の促進	<u>4</u> オープンスペース等の確保	<u>5</u> 土砂災害の予防	<u>6</u> 地震火災等の予防	<u>7</u> 被災建築物応急危険度判定体制等の整備	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <table><tr><td><u>1</u> 防災都市づくり</td></tr><tr><td><u>2</u> 耐震化と安全対策の推進</td></tr><tr><td><u>3</u> 空き家対策</td></tr><tr><td><u>4</u> 不燃化等の促進</td></tr><tr><td><u>5</u> オープンスペース等の確保</td></tr><tr><td><u>6</u> 道路災害の予防</td></tr><tr><td><u>7</u> 土砂災害の予防</td></tr><tr><td><u>8</u> 地震火災等の予防</td></tr><tr><td><u>9</u> 被災建築物応急危険度判定体制等の整備</td></tr><tr><td><u>10</u> 孤立化地域対策</td></tr></table>	<u>1</u> 防災都市づくり	<u>2</u> 耐震化と安全対策の推進	<u>3</u> 空き家対策	<u>4</u> 不燃化等の促進	<u>5</u> オープンスペース等の確保	<u>6</u> 道路災害の予防	<u>7</u> 土砂災害の予防	<u>8</u> 地震火災等の予防	<u>9</u> 被災建築物応急危険度判定体制等の整備	<u>10</u> 孤立化地域対策													
<u>1</u> 防災都市づくり																																
<u>2</u> 耐震化と安全対策の推進																																
<u>3</u> 不燃化等の促進																																
<u>4</u> オープンスペース等の確保																																
<u>5</u> 土砂災害の予防																																
<u>6</u> 地震火災等の予防																																
<u>7</u> 被災建築物応急危険度判定体制等の整備																																
<u>1</u> 防災都市づくり																																
<u>2</u> 耐震化と安全対策の推進																																
<u>3</u> 空き家対策																																
<u>4</u> 不燃化等の促進																																
<u>5</u> オープンスペース等の確保																																
<u>6</u> 道路災害の予防																																
<u>7</u> 土砂災害の予防																																
<u>8</u> 地震火災等の予防																																
<u>9</u> 被災建築物応急危険度判定体制等の整備																																
<u>10</u> 孤立化地域対策																																
p. 67	<u>1 防災都市づくり</u> （2）具体的な取組内容 ア 防災面に配慮した適正な土地利用の推進 【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）、建設課（応急復旧班）】	<u>1 防災都市づくり</u> （2）具体的な取組内容 ア 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）、建設課（応急復旧班）】																														

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案	
p. 68	イ 市街地の整備等【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）、建設課・<u>区画整理課</u>（応急復旧班）】 ウ 造成宅地の耐震化【政策秘書課（情報班）、<u>市政情報課（広報班）</u>、都市計画課（建築班）、<u>建設課（応急復旧班）</u>】 大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。 エ 社会資本の老朽化対策の推進【建設課（応急復旧班）】 市は、老朽化の進む社会資本（橋梁、<u>下水道</u>等）に関して、長寿命化計画<u>を作成して予防保全的な維持管理に転換する等</u>、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。 オ ため池の維持管理・浸水ハザードマップの作成【危機管理課（統括班）、産業振興課（物資調達班）】 市内に存在するため池の適正な管理に努め、市内に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池等に対し、市は危険度や維持管理等の状況把握に努め、管理者と連携して施設の点検等を実施し、必要に応じて補強・改善が図られるようにする。 市民に対しては、ため池により被害を与えるおそれが生じる場合は迅速に周知し、地域の安全性を確保する。また、防災重点ため池の浸水ハザードマップを作成し、市民に公開する。	イ 市街地の整備等【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）、建設課・<u>市街地整備課</u>（応急復旧班）】 ウ 造成宅地の耐震化【政策秘書課（情報班）、都市計画課（建築班）】 大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。 <u>【大規模盛土造成地】</u> <u>・面積 3,000 ㎡以上の谷埋め盛土、又は原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m以上の腹付け盛土がなされた造成地</u> エ 社会資本の老朽化対策の推進【建設課（応急復旧班）】 市は、老朽化の進む社会資本（橋梁等）に関して、長寿命化<u>修繕</u>計画<u>に基づき</u>適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。 オ ため池の維持管理・浸水ハザードマップの作成【危機管理課（統括班）、産業振興課（物資調達班）】 市内に存在するため池の適正な管理に努め、市内に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点<u>農業用</u>ため池等に対し、市は危険度や維持管理等の状況把握に努め、管理者と連携して施設の点検等を実施し、必要に応じて補強・改善が図られるようにする。 市民に対しては、ため池により被害を与えるおそれが生じる場合は迅速に周知し、地域の安全性を確保する。また、防災重点<u>農業用</u>ため池の浸水ハザードマップを作成し、市民に公開する。	
	p. 68	2 耐震化と安全対策の推進 （2）具体的な取組内容 イ 一般建築物等【<u>都市計画課（建築班）、危機管理課（統括班）</u>、市民、事業者、施設管理担当課、施設管理者】	2 耐震化と安全対策の推進 （2）具体的な取組内容 イ 一般建築物等【<u>危機管理課（統括班）、都市計画課（建築班）</u>、市民、事業者、施設管理担当課、施設管理者】
	p. 70	⑤ 空き家等の実態把握 市は、<u>空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言を行う。</u> ⑥ ブロック塀の倒壊防止対策 市は、地震によるブロック塀（レンガ塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。 a ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発 ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。 b ブロック塀の点検・改修に関する指導等 倒壊の危険性が高いと判断されたブロック塀については、所有者又は管理者に対し、改修を指導又は生け垣化を奨励する。 ⑦ エレベーターにおける閉じ込め防止対策 市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食糧、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。	⑤ ブロック塀の倒壊防止対策 市は、地震によるブロック塀（レンガ塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。 a ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発 ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。 b ブロック塀の点検・改修に関する指導等 倒壊の危険性が高いと判断されたブロック塀については、所有者又は管理者に対し、改修を指導又は生け垣化を奨励する。 ⑥ エレベーターにおける閉じ込め防止対策 市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食糧、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。
		3 不燃化等の促進	3 空き家対策 （1）基本方針 市は、<u>平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努める。</u> （2）具体的な取組内容 ア 空き家の実態把握及び措置【<u>都市計画課（建築班）</u>】 市は、<u>空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、所有者又は管理者に対して指導、助言を行う。</u> 4 不燃化等の促進

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 71	<u>4 オープンスペース等の確保</u> （2）具体的な取組内容 ア 公園の整備 【都市計画課（建築班）、産業振興課（物資調達班）】 イ 緑地・農地の保全 【都市計画課（建築班）、産業振興課（物資調達班）】 緑地は、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所として重要な役割を握っている。このため、防災上の観点から緑地の保全を推進する。 市街化区域内における農地は、防災上、火災の延焼防止、災害発生時の被災者への生鮮食糧品の供給など重要な役割を担っているため、適切に保全し、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。	<u>5 オープンスペース等の確保</u> （2）具体的な取組内容 ア 公園の整備 【市街地整備課（応急復旧班）、産業振興課（物資調達班）】 イ 緑地・農地の保全 【都市計画課（建築班）、市街地整備課（応急復旧班）、産業振興課（物資調達班）】 緑地は、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所として重要な役割を握っている。このため、防災上の観点から緑地の保全を推進する。 市街化区域内における農地は、防災上、火災の延焼防止、災害発生時の被災者への生鮮食糧品の供給など重要な役割を担っているため、適切に保全し、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。 <u>また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンス（災害から速やかに回復する強靱さ）を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの）」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。</u> <u>6 道路災害の予防</u> （1）取組方針 <u>市は、平常時より、道路等の災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。</u> （2）具体的な取組内容 ア 現状の把握 【建設課（応急復旧班）】 <u>道路施設等の計画な点検（委託等）を通じ、現状の把握に努める。</u> イ 道路施設等の整備 【建設課、市街地整備課（応急復旧班）】 <u>道路等における災害を予防するため、必要な施設の整備をする。（関連計画：日高市幹線道路等整備計画）</u> ウ 体制等の整備 【危機管理課（統括班）、建設課（応急復旧班）】 <u>道路施設等の安全確保のため、必要な体制等の整備に努める。</u> エ 安全性・信頼性の高い道路等のネットワーク整備 【建設課、市街地整備課（応急復旧班）】 <u>他の管理者等との連携、または働き掛けにより、安全性・信頼性の高い道路等のネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。</u> オ 応急復旧活動を行うために必要な対策【建設課、市街地整備課（応急復旧班）】 <u>施設の管理者等は、災害等が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制並びに災害予防等の予算確保に努め、災害からの円滑で早期の復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備・充実にも努める。</u> <u>7 土砂災害の予防</u> <u>8 地震火災等の予防</u> （1）取組方針 地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物等関連施設の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。 （2）具体的な取組内容 ア 地震に伴う住宅からの出火防止 【消防組合、消防団】 ① 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止 a <u>地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。そこで、消防局・消防団は「地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと」等の防災教育を積極的に推進する。又、過熱防止機構・耐震自動消火装置の付いた器具の普及に努める。（また地震後に、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。）</u>
p. 72	<u>5 土砂災害の予防</u> <u>6 地震火災等の予防</u> （1）取組方針 地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。 （2）具体的な取組内容 ア 地震に伴う住宅からの出火防止 【消防局、消防団】 ① 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止 a <u>地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。そこで、消防局・消防団は「地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと」等の防災教育を積極的に推進する。又、過熱防止機構・耐震自動消火装置の付いた器具の普及に努める。（また地震後に、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。）</u>	<u>7 土砂災害の予防</u> <u>8 地震火災等の予防</u> （1）取組方針 地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物等関連施設の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。 （2）具体的な取組内容 ア 地震に伴う住宅からの出火防止 【消防組合、消防団】 ① 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止 a <u>消防組合及び消防団は、市民に対しガスコンロ、灯油ストーブ等の火気器具からの出火防止について指導を行う。</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 73 p. 74	7 被災建築物応急危険度判定体制等の整備 （１）取組方針 市は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。 （２）具体的な取組内容 市は、県と協力し、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定が行えるよう体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動を行う。また、被災建築物の応急措置、その後の復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。 【被災宅地危険度判定士派遣の流れ】 	9 被災建築物応急危険度判定体制等の整備 （１）取組方針 市は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。 （２）具体的な取組内容 市は、県と協力し、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定が行えるよう体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動を行う。また、被災建築物の応急措置、その後の復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。 【危険度判定士派遣のおおまかな流れ】 
p. 77	<復旧対策> 1 迅速な災害復旧 （２）具体的な取組内容 イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 【施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課）】 施設管理担当課及び情報班（政策秘書課・財政課）は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。 ① 法律に基づく財政援助措置 国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。	<復旧対策> 1 迅速な災害復旧 （２）具体的な取組内容 イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 【施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課）】 施設管理担当課及び情報班（政策秘書課・財政課）は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。 ① 法律に基づく財政援助措置 国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																																							
p. 78	a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 b 公立学校施設災害復旧等国庫負担法 c 公営住宅法 d 土地区画整理法 e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 g 予防接種法 h 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 2 分の 1 を国庫補助する。 i 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 j 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 k 水道法	a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 b 公立学校災害復旧費国庫負担法 c 公営住宅法 d 土地区画整理法 e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 g 予防接種法 h 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 2 分の 1 を国庫補助する。 i 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 j 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 k 水道法																																							
p. 80	② 激甚災害に係る財政援助措置 震災対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害対策本部は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。 激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。 ウ 災害復旧事業の実施 施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課） 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。 復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。 また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。 なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。	② 激甚災害に係る財政援助措置 災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害対策本部は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。 激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。 ウ 災害復旧事業の実施 施設管理担当課、情報班（政策秘書課・財政課） 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。 復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。 また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。 なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。																																							
p. 81	第 3 節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 第 2 現 況 ○ 県が指定する緊急輸送道路の現況 日高市内における、県が示す一次特定緊急輸送道路等は以下のとおりである。 【一次特定緊急輸送道路】 <table><tr><th>道路管理者</th><th>路線名</th><th>区 間</th></tr><tr><td>東日本高速道路株式会社</td><td>首都圏中央連絡自動車道</td><td>入間市木蓮寺（都境）～桶川北本 I C</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>国道 299 号</td><td>飯能市中山（国道 299 号バイパスとの交差点）～小鹿野町飯田（黒海土バイパス前交差点）</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>国道 407 号</td><td>狭山市根岸（県道日高狭山線との交差点）～東松山毛塚（高坂神社東交差点）</td></tr></table> 【二次緊急輸送道路】 <table><tr><th>道路管理者</th><th>路線名</th><th>区 間</th></tr><tr><td>埼玉県</td><td>県道日高川島線</td><td>日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）</td></tr></table>	道路管理者	路線名	区 間	東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～桶川北本 I C	埼玉県	国道 299 号	飯能市中山（国道 299 号バイパスとの交差点）～小鹿野町飯田（黒海土バイパス前交差点）	埼玉県	国道 407 号	狭山市根岸（県道日高狭山線との交差点）～東松山毛塚（高坂神社東交差点）	道路管理者	路線名	区 間	埼玉県	県道日高川島線	日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）	第 3 節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 第 2 現 況 ○ 県が指定する緊急輸送道路の現況 日高市内における、県が示す一次特定緊急輸送道路等は以下のとおりである。 【一次特定緊急輸送道路】 <table><tr><th>道路管理者</th><th>路線名</th><th>区 間</th></tr><tr><td>東日本高速道路株式会社</td><td>首都圏中央連絡自動車道</td><td>入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>国道 299 号</td><td>小鹿野町飯田（県道皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（国道 299 号との交差点）</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>国道 407 号</td><td>東松山下野本（国道 254 号との交差点）～狭山市根岸（国道 299 号との交差点）</td></tr></table> 【二次緊急輸送道路】 <table><tr><th>道路管理者</th><th>路線名</th><th>区 間</th></tr><tr><td>埼玉県</td><td>県道日高川島線</td><td>日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>県道日高川島線</td><td>日高市山根（県道飯能寄居線の交差点）～埼玉医科大学国際医療センター</td></tr></table>	道路管理者	路線名	区 間	東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）	埼玉県	国道 299 号	小鹿野町飯田（県道皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（国道 299 号との交差点）	埼玉県	国道 407 号	東松山下野本（国道 254 号との交差点）～狭山市根岸（国道 299 号との交差点）	道路管理者	路線名	区 間	埼玉県	県道日高川島線	日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）	埼玉県	県道日高川島線	日高市山根（県道飯能寄居線の交差点）～埼玉医科大学国際医療センター
道路管理者	路線名	区 間																																							
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～桶川北本 I C																																							
埼玉県	国道 299 号	飯能市中山（国道 299 号バイパスとの交差点）～小鹿野町飯田（黒海土バイパス前交差点）																																							
埼玉県	国道 407 号	狭山市根岸（県道日高狭山線との交差点）～東松山毛塚（高坂神社東交差点）																																							
道路管理者	路線名	区 間																																							
埼玉県	県道日高川島線	日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）																																							
道路管理者	路線名	区 間																																							
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）																																							
埼玉県	国道 299 号	小鹿野町飯田（県道皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（国道 299 号との交差点）																																							
埼玉県	国道 407 号	東松山下野本（国道 254 号との交差点）～狭山市根岸（国道 299 号との交差点）																																							
道路管理者	路線名	区 間																																							
埼玉県	県道日高川島線	日高市南平沢（県道飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（県道川越栗橋線との交差点）																																							
埼玉県	県道日高川島線	日高市山根（県道飯能寄居線の交差点）～埼玉医科大学国際医療センター																																							

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 82	○ 都市計画道路の現況 市内には21路線、区間延長約<u>35,380</u>mの都市計画道路が決定されている。 ○ 水道施設の現況 市内にある高岡・高萩の<u>2</u>つの浄水場で浄水処理を行っているほか、埼玉県営水道から水道用水の供給を受けながら、水道使用者へ水道水を提供している。	○ 都市計画道路の現況 市内には21路線、区間延長約<u>33,940</u>mの都市計画道路が決定されている。 ○ 水道施設の現況 市内にある高岡・高萩・<u>高麗本郷</u>の<u>3</u>つの浄水場で浄水処理を行っているほか、埼玉県営水道から水道用水の供給を受けながら、水道使用者へ水道水を提供している。
p. 83	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <u>1 交通関連施設の安全確保</u> （2）具体的な取組内容 <u>ア 道路の震災予防対策</u> 【建設課（応急復旧班）】 道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所について、総点検を実施し、危険箇所は法面保護工等を実施する。 また、老朽化した橋りょうについては架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうの<u>落橋防止対策</u>を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <u>1 交通関連施設の安全確保</u> （2）具体的な取組内容 <u>ア 道路の震災予防対策</u> 【建設課（応急復旧班）】 道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所について、総点検を実施し、危険箇所は法面保護工等を実施する。 また、老朽化した橋りょうについては架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうの<u>耐震補強</u>を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。
p. 84	<u>2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 <u>ウ 緊急輸送道路及び沿線の整備</u> 【施設管理担当課、管財課（輸送班）、政策秘書課・<u>交通政策課</u>（情報班）、税務課・収税課（調査班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）、災害情報収集担当者、県、東日本高速道路株式会社】 道路管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市内と高速道路とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。 市は、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。	<u>2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 <u>ウ 緊急輸送道路及び沿線の整備</u> 【<u>危機管理課（統括班）</u>、施設管理担当課、管財課（輸送班）、政策秘書課（情報班）、税務課・収税課（調査班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）、災害情報収集担当者、県、東日本高速道路株式会社】 道路管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市内と高速道路とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。 市は、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。
p. 86	<u>3 ライフラインの確保</u> （2）具体的な取組内容 <u>エ 廃棄物処理施設の震災予防対策</u> 【事業者】 市は、一般廃棄物の処理を委託している事業者と協力し、廃棄物処理施設の耐震<u>性の確保</u>を図るとともに、大規模災害時に備えた始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置している。	<u>3 ライフラインの確保</u> （2）具体的な取組内容 <u>エ 廃棄物処理施設の震災予防対策</u> 【事業者】 市は、一般廃棄物の処理を委託している事業者と協力し、廃棄物処理施設の耐震化、<u>不燃堅牢化</u>を図るとともに、大規模災害時に備えた始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置している。 <u>また、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。さらに、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。</u>
p. 87	＜応急対策＞ <u>1 道路ネットワークの確保</u> （2）具体的な取組内容 <u>ア 道路被害状況の把握及び伝達</u> 【応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）、<u>消防局</u>、警察】 ① 応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、市内の道路について、災害が発生した場合に当該道路の被害状況をすみやかに調査する。 ② 応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者に連絡する。 ③ 応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）と市の区域を管轄する関係機関（警察、<u>消防局</u>）は、前項の状況を発	＜応急対策＞ <u>1 道路ネットワークの確保</u> （2）具体的な取組内容 <u>ア 道路被害状況の把握及び伝達</u> 【応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）、<u>消防組合</u>、警察】 ① 応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、市内の道路について、災害が発生した場合に当該道路の被害状況をすみやかに調査する。 ② 応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者に連絡する。 ③ 応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）と市の区域を管轄する関係機関（警察、<u>消防組合</u>）は、前項の状況

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案								
p. 88	見したときは、相互に連絡をとる。	を発見したときは、相互に連絡をとる。								
	イ 道路施設の応急対策【応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）】	イ 道路施設の応急対策【応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）】								
	ウ 道路・橋りょう【応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）】 ① 災害時の応急措置 各機関のとりべき応急措置は下表のとおりである。 【各機関のとりべき応急措置】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>1 応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。</td></tr></table>	機関名	応 急 措 置	市	1 応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。	ウ 道路・橋りょう【応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）】 ① 災害時の応急措置 各機関のとりべき応急措置は下表のとおりである。 【各機関のとりべき応急措置】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>1 応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。</td></tr></table>	機関名	応 急 措 置	市	1 応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。
	機関名	応 急 措 置								
市	1 応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。									
機関名	応 急 措 置									
市	1 応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、市域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等の必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス及び電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、該当施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する余裕がない場合には、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。									
② 応急復旧対策 応急復旧対策については下表のとおりである。 【各機関の応急復旧対策】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。</td></tr></table>	機関名	応 急 措 置	市	応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。	② 応急復旧対策 応急復旧対策については下表のとおりである。 【各機関の応急復旧対策】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。</td></tr></table>	機関名	応 急 措 置	市	応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。	
機関名	応 急 措 置									
市	応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。									
機関名	応 急 措 置									
市	応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、災害が発生した場合に、速やかな応急復旧を行い、交通の確保及び被害の拡大防止を行う。 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急対策を樹立して、応急復旧に努める。 工事実施中の箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。									
p. 89	③ 復旧対策 応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、ライフライン等の公益占用物件の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。	③ 復旧対策 応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、ライフライン等の公益占用物件の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。								
	エ 河川【応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）】 災害等により河川の保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。 河川についての、各機関の応急復旧対策は下表のとおりである。 【各機関の応急復旧対策】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</td></tr></table>	機関名	応 急 措 置	市	応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。	エ 河川【応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）】 災害等により河川の保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。 河川についての、各機関の応急復旧対策は下表のとおりである。 【各機関の応急復旧対策】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</td></tr></table>	機関名	応 急 措 置	市	応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
	機関名	応 急 措 置								
	市	応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。								
機関名	応 急 措 置									
市	応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、水防活動とともに市域の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。									
オ 砂防施設【応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）】 災害等により砂防施設が被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。 砂防施設についての、各機関の応急復旧対策は下表のとおりである。	オ 砂防施設【応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）】 災害等により砂防施設が被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。 砂防施設についての、各機関の応急復旧対策は下表のとおりである。									

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案										
p. 90	【各機関の応急復旧対策】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</td></tr></table> 力 緊急輸送道路の応急復旧作業 【輸送班（管財課）、応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）、防災関係機関】 ① 応急復旧班（建設課・<u>区画整理課</u>）の対応 a 緊急輸送道路の被害状況等を調査し、災害対策本部に報告する。 b 災害対策本部から指示を受けた緊急輸送路について、優先して仮復旧を実施する。 c 緊急輸送道路の仮復旧作業を実施する際は、円滑な作業の実施及び作業の安全確保を図る。 d 人員、資機材及び車両等に不足がある場合は、災害対策本部に応援を要請する。 e 緊急輸送路の仮復旧が完了した際には、速やかに災害対策本部に報告する。 f 「災害時における応急対策活動に関する協定書」（資料編参照）に基づき、日高蔦組合に対し、応援要請を実施する。 g 電線等の損壊については、速やかに関係機関に連絡するとともに、到着までの安全を確保する。 2 交通規制 （１）取組方針 市は、災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。 市内では、首都圏中央連絡自動車道が<u>第 1 次</u>緊急交通路として、高速道路交通隊長により確保される。 （２）具体的な取組内容 ウ 交通規制に関する市民等への広報 【輸送班（管財課）、<u>情報班（交通政策課）</u>、広報班（市政情報課）】 p. 91	機関名	応 急 措 置	市	応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。	【各機関の応急復旧対策】 <table><tr><th>機関名</th><th>応 急 措 置</th></tr><tr><td>市</td><td>応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</td></tr></table> 力 緊急輸送道路の応急復旧作業 【輸送班（管財課）、応急復旧班（建設課・市<u>街地整備課</u>）、防災関係機関】 ① 応急復旧班（建設課・<u>市街地整備課</u>）の対応 a 緊急輸送道路の被害状況等を調査し、災害対策本部に報告する。 b 災害対策本部から指示を受けた緊急輸送<u>道路</u>について、優先して仮復旧を実施する。 c 緊急輸送道路の仮復旧作業を実施する際は、円滑な作業の実施及び作業の安全確保を図る。 d 人員、資機材及び車両等に不足がある場合は、災害対策本部に応援を要請する。 e 緊急輸送<u>道路</u>の仮復旧が完了した際には、速やかに災害対策本部に報告する。 f 「災害時における応急対策活動に関する協定書」<u>及び「災害時等の応急作業に関する協定書」</u>（資料編参照）に基づき、日高蔦<u>土木共同組合</u><u>及び市内の建設業者</u>に対し、応援要請を実施する。 g 電線等の損壊については、速やかに関係機関に連絡するとともに、到着までの安全を確保する。 2 交通規制 （１）取組方針 市は、災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。 市内では、首都圏中央連絡自動車道が<u>被災状況により必要であれば</u>緊急交通路として、高速道路交通隊長により確保される。 （２）具体的な取組内容 ウ 交通規制に関する市民等への広報 【<u>統括班（危機管理課）</u>、輸送班（管財課）、広報班（市政情報課）】 p. 92	機関名	応 急 措 置	市	応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。	3 鉄道施設の応急対策 （２）具体的な取組内容 ア 鉄道施設の応急対策 【東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】 ② 西武鉄道株式会社 地震による被害を最小限度にとどめ、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転取り扱い方について災害対策規程により周知徹底させておく。また、災害発生時には対策本部を設置し、早期復旧を図り輸送の確保に努める。 a 応急対策 地震発生時には災害対策規程に基づき対処するよう定めてあるが、災害が発生した場合の体制は、以下のとおりである。 ・社長を長とする災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し、<u>迅速な復旧作業及び救護活動を実施する</u>。 b 地震発生時の列車の取扱い <u>運転司令長は、地震が発生したときには応急対策として次の処置を行う。</u> ・<u>地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合または震度 4 以上の場合には、列車無線等により列車の停止手配をとる。</u> ・<u>停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。</u> ・<u>震度 5 弱のときには、次の処置を行う。</u> ・<u>駅間に停止している列車の運転士に 25km/h 以下で次駅まで注意運転するよう指示する。</u> p. 93	3 鉄道施設の応急対策 （２）具体的な取組内容 ア 鉄道施設の応急対策 【東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】 ② 西武鉄道株式会社 地震による被害を最小限度にとどめ、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転取り扱い方について災害対策規程により周知徹底させておく。また、災害発生時には対策本部を設置し、早期復旧を図り輸送の確保に努める。 a 応急対策 地震発生時には災害対策規程<u>並びに鉄道事故処理要領</u>に基づき対処するよう定めてあるが、災害が発生した場合の体制は、以下のとおりである。 ・社長を長とする災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し、<u>復旧作業及び救護活動の迅速化を図る</u>。 b 地震発生時の列車の取扱い <u>運転司令は地震が発生した時、自社の地震計を基準にし列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により列車の停止手配を取る。また、状況の入手に努め、駅所長の状況報告に基づきその状況に応じて次により列車運転を再開する。</u> ・<u>震度 4 未満の場合は、運転再開を指令する。震度 4 のときは、一旦停止後 55km/h 以下で先行列車が停止している位置まで注意運転する。</u> ・<u>震度 5 弱のときは、一旦停止後 25km/h 以下で先行列車が停車していた位置まで注意運転する。</u> ・<u>震度 5 強以上の時は、要注意箇所等の点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度 5 強を観</u>
機関名	応 急 措 置											
市	応急復旧班（建設課・ <u>区画整理課</u> ）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。											
機関名	応 急 措 置											
市	応急復旧班（建設課・ <u>市街地整備課</u> ）は、水防活動とともに市域の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。											

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 94	・駅長および運転士の状況報告に基づき、異常がないときには、平常運転を指令する。 ・震度5強以上のときには、列車の運転を一時中止し、電気、施設司令長および電気、保線の各所長に要注意個所の点検を依頼する。 4 ライフライン施設の応急対策 （2）具体的な取組内容 イ 下水道施設応急対策 【下水道班（下水道課）】 下水道班（下水道課）は、災害発生後、速やかに緊急点検を行い、<u>必要に応じて応急復旧を実施するとともに、本復旧の方針を立てる。</u> ① 応急復旧の優先順位 a 主要施設 b 幹線の復旧 c 枝線の復旧 d 柵及び取り出し管 ② 拡張工事中の箇所 <u>下水道班（下水道課）は、工事請負者に対して、被害を最小限に留めるよう必要な事項を指示する。また、被害状況により必要と判断した場合には、現場要員及び資機材等の補給についても指示する。</u>	<u>測したときに限り（高麗～西武秩父間を除く）、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を15km/h以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令する。</u> ・事故復旧に際し救護の必要があると認めたとき、速やかに復旧に努める。 4 ライフライン施設の応急対策 （2）具体的な取組内容 イ 下水道施設応急対策 【下水道班（下水道課）】 下水道班（下水道課）は、災害発生後、速やかに緊急点検を行い、<u>下水道施設の被害状況を把握する。また、下水道施設が被災したときは速やかに応急復旧を行う。</u> ① 緊急対応段階（概ね3日） a 緊急点検・調査（重大な機能障害の把握） ・重要な幹線、処理場・ポンプ場施設内の目視調査等 b 緊急措置（重大な機能障害への対応） ・仮設トイレの設置 ・溢水した下水を汚泥吸引車により汲み上げ ・人孔突出部の切断後、碎石にて埋戻し ・塩素滅菌により消毒処理放流 ・処理場・ポンプ場の非常用発電機による電源復旧 ・必要に応じて埼玉県下水道事業課等に資機材や人員派遣を要請 ② 暫定機能確保段階（概ね30日） a 一次調査（全体的な被害状況の把握） ・人孔蓋を開けての調査等 b 応急復旧 ・仮設沈殿池の設置 ・仮配管・仮排水ポンプの設置 ・仮設塩素注入設備の設置 ③ 機能確保段階（場合によっては1年以上） a 二次調査 ・本復旧に必要な調査（TVカメラ含む） b 本復旧 ・本来の機能を確保するための復旧
p. 96	オ 電気通信設備応急対策 【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 <u>埼玉西支店</u>】 災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 <u>埼玉西支店</u>が実施する応急対策は次のとおりである。 ① 災害時の活動体制 a 災害対策本部の設置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、<u>埼玉西支店</u>に災害対策本部を設置し対応する。	オ 電気通信設備応急対策 【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部】 災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社 埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。 ① 災害時の活動体制 a 災害対策本部の設置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、<u>埼玉事業部</u>に災害対策本部を設置し対応する。
p. 97	② 応急措置 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。 a 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。 b 特設公衆電話の設置 <u>災害が発生した場合において、災害救助法が適用された場合等には、避難場所等により災害者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u> c 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。	② 応急措置 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。 a 重要回線の確保 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。 b 通信の利用制限 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。 c 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信の<u>ふくそう</u>が発生<u>するおそれがある</u>場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 99	<u>d</u> 災害用伝言ダイヤル等の提供 <u>地震等</u>の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 ④ 災害時の広報 a <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況</u>及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 b テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。 c 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。 <復旧対策> 1 ライフライン施設の早期復旧 <u>1 ライフライン施設の早期復旧</u> （2）具体的な取組内容	④ 災害時の広報 a <u>災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況</u>及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 b テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。 c 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの<u>ふくそう</u>トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。 カ 現地作業調整会議の開催 【事業者】 <u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。</u> <復旧対策> 1 ライフライン施設の早期復旧 <u>1 ライフライン施設の早期復旧</u> （2）具体的な取組内容 イ 下水道施設復旧対策 【下水道班（下水道課）】 <u>市は被害状況を速やかに把握して、下水道施設の応急復旧に努める。</u> <u>また、支援体制の基本ルールに基づいて、近隣自治体と相互に下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。</u> ウ 電気施設復旧対策 【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】 エ ガス施設復旧対策 【ガス事業者】 オ 電気通信設備復旧対策 【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店】 災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社 埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。 ④ 通信のふくそう対策 通信回線の被災等により、通信が<u>ふくそう</u>する場合は、<u>対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設</u>を実施する。
p. 100	イ 電気施設復旧対策 【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】 ウ ガス施設復旧対策 【ガス事業者】	
p. 101	エ 電気通信設備復旧対策 【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店】 災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 <u>埼玉西支店</u>が実施する復旧対策は次のとおりである。 ④ 通信の輻輳対策 通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、<u>臨時通信回線設定及び対地別規制等</u>を実施する。	
p. 102	第4節 応急対応力の強化 第3 具体的取組 <予防・事前対策>	第4節 応急対応力の強化 第3 具体的取組 <予防・事前対策>
p. 103	<u>1 応急活動体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 ア 市及び消防団の防災知識の向上 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、消防局、消防団】	<u>1 応急活動体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 ア 市及び消防団の防災知識の向上 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、消防団】

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 104	Ⅰ 防災拠点における電源確保【管財課（輸送班）】 市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。	Ⅰ 防災拠点における電源、<u>非常用通信手段等の確保</u>【<u>危機管理課（統括班）</u>、管財課（輸送班）、<u>生涯学習課（地域防災活動拠点班）</u>】 市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める、<u>十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。</u>併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、<u>電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム</u>等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。<u>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</u> <u>併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u>
p. 106	Ⅱ 応急対応、復旧復興のための人材の確保【総務課（総務班）】 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、自治体間での災害時の相互応援に関する協定などにより人材確保を図る。 <応急対策> 1 応急活動体制の施行 2 災害対策本部の設置等 3 警備活動	Ⅱ 応急対応、復旧復興のための人材の確保【総務課（総務班）】 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</u> <u>さらに、</u>自治体間での災害時の相互応援に関する協定などにより人材確保を図る。 <応急対策> 1 <u>災害発生直前の未然防止活動</u> 2 応急活動体制の施行 3 災害対策本部の設置等 4 警備活動
p. 108	1 応急活動体制の施行 （1）取組方針 市、<u>消防局</u>及び防災関係機関は、市内地域に地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに各部署の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。 この場合、各部署及び関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。 2 災害対策本部の設置等 （1）取組方針 市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。 （2）具体的な取組内容	1 <u>災害発生直前の未然防止活動</u> （1）<u>取組方針</u> 市村は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。 （2）<u>具体的な取組内容</u> ア <u>物資支援の準備</u>【<u>統括班（危機管理課）</u>】 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 2 応急活動体制の施行 （1）取組方針 市及び防災関係機関は、市内地域に地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに各部署の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。 この場合、各部署及び関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。 3 災害対策本部の設置等 （1）取組方針 市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。 （2）具体的な取組内容

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																		
p. 109	ア 災害対策本部の設置【市長】 市に地震による相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を発令する必要があると認めたときは、市長は、地域防災計画、市災害対策本部条例（資料編参照）に基づき、市災害対策本部を設置する。	ア 災害対策本部の設置【市長】 市に地震による相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を発令する必要があると認めたときは、市長は、地域防災計画、市災害対策本部条例（資料編参照）に基づき、市災害対策本部を設置する。																		
	イ 初動期の人員確保【統括班（危機管理課）】 ウ 代理専決者【統括班（危機管理課）】 エ 災害対策本部の設置場所等【統括班（危機管理課）】 オ 災害対策本部のバックアップ施設の整備【統括班（危機管理課）】 カ 地域防災活動拠点の開設【統括班（危機管理課）】 キ 本部員会議【本部長】 ク 災害対策本部の組織【統括班（危機管理課）】 ケ 災害対策本部員の職務【統括班（危機管理課）】 コ 災害対策本部の構成及び所掌事務【統括班（危機管理課）】<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>所掌事務</td><td>災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること ④ 災害救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること</td></tr></table> セ 各部・班の分掌事務【全班（市全課）】 3 警備活動	区 分	内 容	所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること ④ 災害救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること	イ 行政機能の確保状況の報告【統括班（危機管理課）】 市は、震度 6 弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第 1 報は原則として発災後 12 時間以内、第 2 報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。 ウ 初動期の人員確保【統括班（危機管理課）】 エ 代理専決者【統括班（危機管理課）】 オ 災害対策本部の設置場所等【統括班（危機管理課）】 カ 災害対策本部のバックアップ施設の整備【統括班（危機管理課）】 キ 地域防災活動拠点の開設【統括班（危機管理課）】 ク 本部員会議【本部長】 ケ 災害対策本部の組織【統括班（危機管理課）】 コ 災害対策本部員の職務【統括班（危機管理課）】 サ 災害対策本部の構成及び所掌事務【統括班（危機管理課）】<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>所掌事務</td><td>災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 高齢者等避難、避難指示に関すること ④ 救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること</td></tr></table> シ 各部・班の分掌事務【全班（市全課）】 4 警備活動	区 分	内 容	所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 高齢者等避難、避難指示に関すること ④ 救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること										
区 分	内 容																			
所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること ④ 災害救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること																			
区 分	内 容																			
所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ① 非常配備体制の発令及び廃止に関すること ② 災害情報の収集及び伝達に関すること ③ 高齢者等避難、避難指示に関すること ④ 救助法の適用に関すること ⑤ 県及び他市町村、関係防災機関に対する応援又は協力要請に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ⑦ 公用令書による公用負担に関すること ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること																			
p. 110																				
p. 111	第 5 節 消防 第 2 現 況 ○ 日高市消防団 団員数一覧（平成30年 4 月 1 日現在）（単位：人）<table><tr><td></td><td>計</td><td>団本部</td><td>第 1 分団</td><td>第 2 分団</td><td>第 3 分団</td><td>第 4 分団</td><td>第 5 分団</td><td>第 6 分団</td></tr></table>		計	団本部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団	第 6 分団	第 5 節 消防 第 2 現 況 ○ 日高市消防団 団員数一覧（令和 4 年 4 月 1 日現在）（単位：人）<table><tr><td></td><td>計</td><td>団本部</td><td>第 1 分団</td><td>第 2 分団</td><td>第 3 分団</td><td>第 4 分団</td><td>第 5 分団</td><td>第 6 分団</td></tr></table>		計	団本部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団	第 6 分団
	計	団本部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団	第 6 分団												
	計	団本部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団	第 6 分団												

該当頁

日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）

団員数	161	27	21	22	25	20	24	22
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----

消防団所属の車両は、団本部で指揮広報車1台、バイク1台、広報車1台を配置し、各分団でポンプ車、バイクを1台ずつ配置している。

○ 消防車両配置一覧（平成30年4月1日現在）（単位：台）

区 分		飯能日高消防署				
		総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署	
総 数		25	17	4	4	
消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	4	2	1	1	
	水槽付消防ポンプ車	1	1			
	水 槽 車	1	1			
	は し ご 車	1	1			
	化 学 消 防 車	1		1		
	救 助 工 作 車	1	1			
	指 揮 車	1	1			
	指 令 車	1	1			
	査 察 車	1	1			
	積 載 車	2	1		1	
	抛 点 形 成 車	1	1			
	小 計	15	11	2	2	
	救 急 車	高 規 格 救 急 車	4	2	1	1
		小 計	4	2	1	1
そ の 他 の 車 両	連 絡 車	5	3	1	1	
	マ イ ク ロ バ ス	1	1			
	小 計	7	5	1	1	

p. 112

第3 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 消防力の充実強化

（2）具体的な取組内容

イ 消防水利等の整備【消防局】

市及び消防局は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性防火水槽の整備や消火栓の充実に加え、事業所保有水の活用、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

p. 114

＜応急対策＞

1 消防活動

（2）具体的な取組内容

ア 配備動員体制【消防局】

① 消防局長は、埼玉西部消防組合非常招集に関する要綱第4条の別表（資料編参照）により、消防職員に非常招集を発令する。

② 招集の伝達及び参集場所については、定められた非常招集体制に基づく。

修正案

団員数	161	31	21	21	24	20	23	21
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----

消防団所属の車両は、団本部で指揮広報車1台、救助用資機材・小型動力ポンプ搬送車1台、バイク1台、広報車1台を配置し、各分団でポンプ車、バイクを1台ずつ配置している。

○ 消防車両配置一覧（令和4年4月1日現在）（単位：台）

区 分		総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署	
			23	14	4	5
消 防 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	4	1	1	2	
	水槽付消防ポンプ自動車	1	1			
	化学消防ポンプ自動車	1		1		
	小型動力ポンプ付水槽車	1	1			
	救 助 工 作 車	1	1			
	は し ご 付 消 防 自 動 車	1	1			
	指 揮 車	1	1			
	指 令 車	2	1		1	
	積 載 車	1	1			
	抛 点 機 能 形 成 車	1	1			
	小 計	14	9	2	3	
	救 急 車	高 規 格 救 急 自 動 車	4	2	1	1
		小 計	4	2	1	1
	そ の 他 の 車 両	連 絡 車	4	2	1	1
マ イ ク ロ バ ス		1	1			
小 計		5	3	1	1	

第3 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 消防力の充実強化

（2）具体的な取組内容

イ 消防水利等の整備【消防組合】

市及び消防組合は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性防火水槽の整備や消火栓の充実に加え、事業所保有水の活用、河川やプール等の水利の確保を推進する。

＜応急対策＞

1 消防活動

（2）具体的な取組内容

ア 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ【消防組合】

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 115	<u>③ 消防職員は、参集途上、収集した情報は適宜参集システムにより報告するとともに参集後、所属長に報告する。</u>	<u>② 把握結果の緊急報告</u> 消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。 <u>③ 応援隊の受入れ及びその準備</u>
	イ 消防活動の指針 【消防局】 ② <u>消防活動の原則</u> a 重要防御地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 b 市街地火災優先の原則 危険物の貯蔵、取扱いを行う施設及び大規模工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を最優先とし、それらを抑えた後に部隊を集中して消火活動にあたる。 c 重要対象物優先の原則 重要対象物と他の一般市街地から出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消火活動を優先する。 d 消火活動現場の原則 ・指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救急活動態勢等を総合的に判断し、活動を決定する。 ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的かつ優勢的な現場活動により火災を鎮火する。 ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空き地等を利用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。 <u>③ 出場途上の留意事項</u> a 広報 <u>火災出場途上、可能な限り拡声器等により出火防止、初期消火の励行について広報する。</u> b 他の火災に遭遇した場合の措置 <u>火災出場途上、他の火災に遭遇した場合は、直ちに消防局に通報し、指示を受ける。</u> c 救助事象に遭遇した場合の措置 <u>火災出場途上、救助を要する事象を覚知した場合、原則として火災現場に直行するとともに、その旨消防局に状況報告する。</u> <u>この場合、付近にいる消防団員及び市民に協力を求め、救助・救急活動を実施させる。</u> <u>④ 現場活動時の留意事項</u> a 消火活動の心得 <u>出動隊の指揮者及び隊員は、同時多発火災に対して、火災様相、風向、風速等に留意して、常に転戦路を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消防活動中の火災は、出動隊の責任で鎮火するように心がける。</u> b 延焼阻止可否の判断 <u>出場隊の指揮者は、出火建物の火災状況により、出場隊のみで延焼阻止が可能か否かを判断し、阻止できないものは、火災の状況を消防局に報告し、応援要請する。</u> c 応援要請 <u>現場最高指揮者は、延焼阻止及び人命の安全を確保するため、必要な場合は所要な隊数と集結場所、所要機材、担当面等を明示して消防局に要請する。</u> d 周囲の状況判断 <u>出場隊の指揮者は、常に火災の進展状況に注意し、転戦に留意する。</u> e 飛び火の警戒 <u>指揮者は、火災の状況、風向き及び風速により飛び火火災が発生するおそれがあると判断したときは、消防局及び消防団の巡回等により、市民に対し飛び火の警戒と即時消火を指示する。特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への突破を十分警戒する。</u> <u>⑤ 延焼阻止線の消防活動</u> <u>火災が拡大し、火災流となった場合は、現場協議で定めた延焼阻止線で消火活動を行う。</u>	イ 消防活動の指針 【消防組合】 ② <u>同時多発火災への対応</u> a 避難地及び避難路確保優先の原則 <u>大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</u> b 重要防御地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 c 消火可能地域優先の原則 <u>大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。</u> d 市街地火災優先の原則 危険物の貯蔵、取扱いを行う施設及び大規模工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を最優先とし、それらを抑えた後に部隊を集中して消火活動にあたる。 e 重要対象物優先の原則 重要対象物と他の一般市街地から出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消火活動を優先する。 <u>③ 火災現場活動の原則</u> ・指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救急活動態勢等を総合的に判断し、活動を決定する。 ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的かつ優勢的な現場活動により火災を鎮火する。 ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空き地等を利用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																			
	<u>a 風横による消火活動</u> 火勢がし烈な場合は、火流の風下よりの側面に部署し、両面から火流を挟撃して逐次火流の幅を狭めながら最終的に延焼阻止線において阻止する。 <u>b 風下</u> 風下における延焼阻止線の消火活動は、部分破壊を併用しながら面々街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢をいったん弱め、最終的には道路上等で阻止する。 <u>c 筒先配備</u> 延焼阻止線上の筒先配備は、耐火建築物等の焼け止まりが期待できる部分と、できない部分とを予測して筒先を配備する。 <u>d 延焼阻止線の選定</u> 延焼阻止できない火災が方々にあり、延焼阻止線の数を限定しなければならない場合、延焼阻止により得られる効果と消防力を考慮し、最も効果的かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定する。 <u>⑥ ライフライン事業者への協力要請</u> 指揮者は、ガス漏れ等により火災が発生し、関係機関の活動が必要と判断した場合は、消防局を通じて、関係機関に要請する。																				
p. 115	ウ 消防団 【消防団】 ④ 避難誘導 避難の指示・勸告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。	ウ 消防団 【消防団】 ④ 避難誘導 避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。																			
p. 116	エ 応援要請 【消防局】 ① 応援要請の手続等 <table><tr><td><u>消防相互応援協定による応援要請</u></td><td><u>消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する（資料編参照）。</u></td></tr><tr><td><u>知事への応援出動要請</u></td><td><u>消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、知事（県危機管理防災部消防防災課）に対して応援要請を求めることができる。</u></td></tr><tr><td><u>緊急消防援助隊の申請</u></td><td><u>消防局は、県危機管理防災部消防防災課に対し、埼玉県授受計画の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。</u></td></tr></table> <u>② 内容</u> 消防局は、県に応援要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。 <table><tr><td><u>a</u></td><td>火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況</td></tr><tr><td><u>b</u></td><td>応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</td></tr><tr><td><u>c</u></td><td>応援要請を行う消防隊の種別と人員</td></tr><tr><td><u>d</u></td><td>市への進入経路及び集結場所（待機場所）</td></tr><tr><td><u>e</u></td><td>応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</td></tr></table> ③ 応援隊の受入れ体制 <u>a 緊急消防援助隊</u> 被災市町村が2つ以上の場合には、埼玉県に消防応援活動調整本部が設置される。また、被災地が1つの市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。消防局は、下記の受入れ体制を整える。 【調整事項】 <table><tr><td><u>・ 応援消防隊の誘導方法</u></td></tr><tr><td><u>・ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認</u></td></tr><tr><td><u>・ 活動拠点の確保</u></td></tr></table> <u>b その他応援隊</u>	<u>消防相互応援協定による応援要請</u>	<u>消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する（資料編参照）。</u>	<u>知事への応援出動要請</u>	<u>消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、知事（県危機管理防災部消防防災課）に対して応援要請を求めることができる。</u>	<u>緊急消防援助隊の申請</u>	<u>消防局は、県危機管理防災部消防防災課に対し、埼玉県授受計画の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。</u>	<u>a</u>	火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況	<u>b</u>	応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）	<u>c</u>	応援要請を行う消防隊の種別と人員	<u>d</u>	市への進入経路及び集結場所（待機場所）	<u>e</u>	応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	<u>・ 応援消防隊の誘導方法</u>	<u>・ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認</u>	<u>・ 活動拠点の確保</u>	エ 応援要請 【消防組合】 ① 応援要請の手続等 <u>市長、消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定を締結する他の消防機関に応援を要請する。</u> <u>市長は、知事に消防応援を要請する場合、次の事項を明らかにする。要請は緊急を要するため通信により依頼し、事後速やかに文書を提出する。被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡して被害状況の把握活動の支援を要請する。</u> ・ 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況 ・ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定） ・ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ・ 市への進入経路及び集結場所（待機場所） ・ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み ② 応援隊の受入れ体制 他県からの応援隊を円滑に受入れるため、<u>消防組合は、</u>受援体制を整える。
<u>消防相互応援協定による応援要請</u>	<u>消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する（資料編参照）。</u>																				
<u>知事への応援出動要請</u>	<u>消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、知事（県危機管理防災部消防防災課）に対して応援要請を求めることができる。</u>																				
<u>緊急消防援助隊の申請</u>	<u>消防局は、県危機管理防災部消防防災課に対し、埼玉県授受計画の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。</u>																				
<u>a</u>	火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況																				
<u>b</u>	応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）																				
<u>c</u>	応援要請を行う消防隊の種別と人員																				
<u>d</u>	市への進入経路及び集結場所（待機場所）																				
<u>e</u>	応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み																				
<u>・ 応援消防隊の誘導方法</u>																					
<u>・ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認</u>																					
<u>・ 活動拠点の確保</u>																					

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
	他県からの応援隊を円滑に受入れるため、 <u>消防局は飯能日高消防署を緊急消防援助隊の活動拠点施設として</u> 受援体制を整える。	
p.117	第6節 情報収集・伝達体制の整備 第1 基本方針 市及び防災関係機関が迅速かつ的確に<u>防災対策を実施するためには、これらの</u>災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・<u>処理</u>するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。 市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システムをはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。 第2 現況 ○ 各種情報システムの整備状況 県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・震度情報ネットワークシステム ・防災行政無線システム（地上系、衛星系） ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム ・県土整備部<u>水防</u>情報システム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム	第6節 情報<u>の</u>収集・<u>共有</u>・伝達体制の整備 第1 基本方針 市及び防災関係機関が迅速かつ的確に<u>災害対応を行う</u>ため、災害情報を迅速かつ的確に収集・<u>共有</u>・伝達するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。 <u>このため</u>、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム<u>及び情報通信設備</u>をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。 第2 現況 ○ 各種情報システムの整備状況 県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・震度情報ネットワークシステム ・防災行政無線システム（地上系、衛星系） ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム ・県土整備部<u>川の防災</u>情報システム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム ・<u>基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）（構築中）</u>
p.118	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ 1 情報収集・伝達体制の整備	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ 1 情報収集・<u>共有</u>・伝達体制の整備
p.119	1 情報収集・伝達体制の整備 （2）具体的な取組内容 <u>ア</u> 情報収集体制の整備	1 情報収集・<u>共有</u>・伝達体制の整備 （2）具体的な取組内容 <u>ア</u> 情報収集体制の整備 <u>イ</u> 情報の分析・加工体制の整備 <u>【危機管理課（統括班）】</u> ① <u>災害情報データベースの整備</u> 市及び防災関係機関は、<u>日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。</u> 災害情報のデータベースには、<u>地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。</u> ② <u>災害情報シミュレーションシステムの整備</u> 市及び防災関係機関は、<u>上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。</u> ③ <u>人材の育成</u> 市は、<u>収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。</u>
	<u>イ</u> 情報伝達体制の整備	<u>ウ</u> 情報<u>共有</u>・伝達体制の整備

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 120	Ⅶ 防災行政無線等の整備 ③ 災害時優先電話の整備 災害時には、一般加入電話の通信が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、あらかじめ市役所庁舎内及び各学校に災害時優先電話を整備する。	Ⅶ 防災行政無線等の整備 ③ 災害時優先電話の整備 災害時には、一般加入電話の通信がふくそうし、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、あらかじめ市役所庁舎内及び各学校に災害時優先電話を整備する。
p. 121	Ⅷ C A T Vとの協力体制の確立 Ⅸ アマチュア無線局との協力体制の確立 Ⅹ 携帯電話による緊急速報メール等の活用 Ⅺ 緊急地震速報の発表等 【熊谷地方気象台、日本放送協会（NHK）】 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、<u>震度6弱以上の揺れを予想した（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</u> 熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>震源付近では強い揺れの到達に</u>間に合わないことがある。 Ⅻ 情報通信施設の安全対策 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】 災害時にも通信施設の機能が確保されるよう、次の安全対策を推進する。 ① 非常用電源の確保 停電に備え、施設に応じて無停電電源装置、バッテリー及び自家発電装置を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。 ② 通信システムのバックアップ 市庁舎が損壊した場合にも、情報通信機能が確保されるよう、<u>バックアップ機能を</u>検討する。 ③ 地震動への備え 災害システム機器を設置する際には、各種機器の転倒防止措置を講じる。 Ⅼ 災害情報のための電話の指定 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】 市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。	Ⅷ C A T Vとの協力体制の確立 Ⅸ アマチュア無線局との協力体制の確立 Ⅹ 携帯電話による緊急速報メール等の活用 Ⅻ 緊急地震速報の発表等 【熊谷地方気象台、日本放送協会（NHK）】 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、<u>緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u> 熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に</u>間に合わないことがある。 Ⅼ 情報通信施設の安全対策 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】 災害時にも通信施設の機能が確保されるよう、次の安全対策を推進する。 ① 非常用電源の確保 停電に備え、施設に応じて無停電電源装置、バッテリー及び自家発電装置を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。 ② 通信回線のバックアップ 市庁舎が損壊した場合にも、情報通信機能が確保されるよう、<u>常に多重化及びネットワーク化による連携を</u>検討する。 <u>バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置すうよう努める。</u> ③ 地震動への備え 災害システム機器を設置する際には、各種機器の転倒防止措置を講じる。 Ⅼ 災害情報のための電話の指定 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】 市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。
p. 123	<応急対策> 1 災害情報の収集・伝達 2 広聴広報活動	<応急対策> 1 災害情報の収集・共有・伝達 2 広聴広報活動

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	1 災害情報の収集・伝達 (1) 取組方針 市では、予め地区毎に置かれた災害情報収集担当者の収集した情報が、地域防災活動拠点（公民館）を経て、市災害対策本部に報告される。 市災害対策本部は、被害情報及び災害応急対策に関し、市が実施した措置等を速やかに取りまとめ県に報告する。 【通信連絡系統図】 (2) 具体的な取組内容 ア 情報収集・伝達体制【統括班（危機管理課）、<u>消防局</u>、防災関係機関】 イ 被害情報等の収集伝達系統【統括班（危機管理課）、防災関係機関】 ウ 災害情報の収集・伝達【統括班（危機管理課）】 ① 情報の収集 - 市は、災害情報の収集にあたっては、警察と緊密に連携する。 - 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。 - 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。 - 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。	1 災害情報の収集・共有・伝達 (1) 取組方針 市では、予め地区毎に置かれた災害情報収集担当者の収集した情報が、地域防災活動拠点（公民館）を経て、市災害対策本部に報告される。 市災害対策本部は、被害情報及び災害応急対策に関し、市が実施した措置等を速やかに取りまとめ県に報告する。 【通信連絡系統図】 (2) 具体的な取組内容 ア 情報収集・共有・伝達体制【統括班（危機管理課）、防災関係機関】 イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統【統括班（危機管理課）、防災関係機関】 ウ 災害情報の収集・共有・伝達【統括班（危機管理課）】 ① 情報の収集 - 市は、災害情報の収集にあたっては、警察と緊密に連携する。 - 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。 - 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。 - 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。 - 特に、<u>行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 128	② 情報の報告 a 確定報告 被害状況調べ（県報告様式）を用い、災害の応急対策が終了した後、7日以内に文書で報告する。 ③ 報告先 被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。 電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線 6-8111	の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。 ② 情報の共有・伝達 a 確定報告 被害状況調べ（県報告様式第3号）を用い、災害の応急対策が終了した後、7日以内に文書で報告する。 ③ 報告先 被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。 電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線 <u>（発信特番）- 200-6-8111</u>
p. 129	工 災害通信計画 【統括班（危機管理課）】 ③ 非常通信の利用 a 非常通信の運用方法 ・非常通信文の内容 非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。 ・人命の救助に関すること ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること ・遭難者救援に関すること ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること ・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース	工 災害通信計画 【統括班（危機管理課）】 ③ 非常通信の利用 a 非常通信の運用方法 ・非常通信文の内容 非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。 ・人命の救助に関すること ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること ・遭難者救援に関すること ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること ・救助法第7条及び炎対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース
p. 130		
p. 131	2 広聴広報活動 （2）具体的な取組内容 イ 住民への広報 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）、警察、消防局、消防団】	2 広聴広報活動 （2）具体的な取組内容 イ 住民への広報 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）、警察、消防組合、消防団】
p. 132	② 広報内容 b 避難に関する情報 ・避難の勧告等に関すること ・避難に関すること d その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること	② 広報内容 b 避難に関する情報 ・避難の指示等に関すること ・避難に関すること d その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること <u>・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等	・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等
p. 133	第7節 医療救護等対策 第2 現 況 ○ 災害時の医療活動の実施主体と役割 指示 保健所長 連絡調整 日高市 救護所の開設 救護班の編成・<u>出動</u> <u>出動</u>要請 県医師会 県歯科医師会 県看護協会 県薬剤師会 指示 飯能地区医師会 飯能地区歯科医師会 <u>埼玉県看護協会第2支部</u> 飯能地区薬剤師会 救護班の派遣 指示 県立病院 出動要請 日赤埼玉支部 DMA T 県調整本部 災害拠点病院 DMA T の派遣 災害医療コーディネーター 派遣要請 自衛隊 衛生部隊 ※医師会等との協定については資料編参照とする。	第7節 医療救護等対策 第2 現 況 ○ 災害時の医療活動の実施主体と役割 指示 保健所長 連絡調整 日高市 救護所の開設 救護班の編成・<u>派遣</u> <u>派遣</u>要請 県医師会 県歯科医師会 県看護協会 県薬剤師会 指示 飯能地区医師会 飯能地区歯科医師会 <u>災害支援ナース登録施設</u> 飯能地区薬剤師会 救護班の派遣 <u>派遣</u>要請 <u>(地独) 埼玉県立病院機構</u> 救護班の派遣 DMA T 県調整本部 災害拠点病院 <u>連携</u> 災害時連携病院 埼玉県DMA T の派遣 埼玉県DPA T 調整本部 <u>精神医療センター</u> <u>協定締結精神科</u> <u>医療機関</u> DPA T の派遣 <u>派遣</u>要請 日赤埼玉<u>県</u>支部 救護班の派遣 派遣依頼 <u>日赤本社</u> <u>近隣日赤</u> 災害医療コーディネーター<u>等</u> 派遣要請 自衛隊 衛生部隊 ※医師会等との協定については資料編参照とする。
p. 134	第3 具体的取組 <予防・事前対策> 1 医療救護体制の整備 (2) 具体的な取組内容	第3 具体的取組 <予防・事前対策> 1 医療救護体制の整備 (2) 具体的な取組内容
p. 135	ウ 後方医療機関 【保健相談センター（医療班）】 2 防疫体制の整備 (2) 具体的な取組内容	ウ 後方医療機関等 【保健相談センター（医療班）】 2 防疫体制の整備 (2) 具体的な取組内容

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 136	ア 防疫活動組織 【環境課（衛生班）、危機管理課（統括班）、保健相談センター（医療班）、保健所、飯能地区医師会】 イ 防疫用資機材の調達 【環境課（衛生班）、危機管理課（統括班）、保健相談センター（医療班）、保健所、飯能地区医師会】	ア 防疫活動組織 【危機管理課（統括班）、環境課（衛生班）、保健相談センター（医療班）、保健所、飯能地区医師会】 イ 防疫用資機材の調達 【危機管理課（統括班）、環境課（衛生班）、保健相談センター（医療班）、保健所、飯能地区医師会】
p. 137	<応急対策>	<応急対策>
p. 140	1 初動医療体制 （2）具体的な取組内容 イ 傷病者搬送 【消防局、飯能地区医師会】 ① 一次搬送方法 大規模な災害による被害の場合、負傷者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。 a 飯能地区医師会の医療救護班は消防局に搬送を要請する。 b 庁用車、医療機関又は各医療救護所が使用している自動車により搬送する。 c 医療救護班員、消防局員、消防団員及び市職員等により担架等で搬送する。 d 自主防災組織、企業の自衛防災組織等の協力を得て搬送する。 ウ 医療救護 【医療班（保健相談センター）、飯能地区医師会】 ⑤ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給 医療班（保健相談センター）は、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等については、飯能地区医師会の協力を得て確保する。地区内で調達できない場合は、周辺市町村、県及び業者に対し供給を要請する。	1 初動医療体制 （2）具体的な取組内容 イ 傷病者搬送 【消防組合、飯能地区医師会】 ① 一次搬送方法 大規模な災害による被害の場合、負傷者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。 a 飯能地区医師会の医療救護班は消防組合に搬送を要請する。 b 庁用車、医療機関又は各医療救護所が使用している自動車により搬送する。 c 医療救護班員、消防団員及び市職員等により担架等で搬送する。 d 自主防災組織、企業の自衛防災組織等の協力を得て搬送する。 ウ 医療救護 【医療班（保健相談センター）、飯能地区医師会】 ⑤ 医薬品等の調達、供給 医療班（保健相談センター）は、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等については、飯能地区医師会の協力を得て確保する。地区内で調達できない場合は、周辺市町村、県及び業者に対し供給を要請する。
p. 142	第8節 帰宅困難者対策 第1 基本方針 県地震被害想定調査結果によると、当市においては、夏の12時に「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合には、鉄道の運行停止などのために外出先で足止めされ、当市内にある自宅まで徒歩による帰宅が困難となる「帰宅困難者」は最大7,232人にのぼるものと算定されている。 市では、帰宅困難者に対し、帰宅が困難となった場合の対応等について啓発するとともに、情報提供や徒歩帰宅の支援を検討する。 また、当市において、市民以外の者が帰宅困難となった場合の帰宅の支援についても検討する。 第2 現 況 ○ 帰宅困難者の定義 地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。 ○ 帰宅困難者数の把握 帰宅困難者数の算定は、従来の算定方法と今回新たに採用した算定方法の両方を採用し、幅のある形で基礎資料とする。 【従来の算定方法】 ① 震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断される ② 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用する	第8節 帰宅困難者対策 第1 基本方針 市では、帰宅困難者に対し、帰宅が困難となった場合の対応等について啓発するとともに、情報提供や徒歩帰宅の支援を検討する。 また、当市において、市民以外の者が帰宅困難となった場合の帰宅の支援についても検討する。 第2 現 況 ○ 帰宅困難者の定義 地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 143	③ 帰宅距離10km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能 ④ 帰宅距離10km～20kmの者は、1 km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減する ⑤ 帰宅距離20km以上の者は、全員が帰宅不可能	
	【今回新たに採用した方法】 ① 平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能 ② 平常時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、従来の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。 ③ 東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用 帰宅困難率％＝（0. 0218×外出距離km）×100	
	○ 地震被害想定調査結果 帰宅困難者が最も多くなるのは「関東平野北西縁断層帯地震」及び「立川断層帯地震」で、日高市では平日12時の帰宅困難者が最も多く、3, 152人～7, 609人に上る。 ○ 帰宅困難者発生に伴う影響 帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。 ・通信手段の喪失 多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。 ○ 現状の取組 ・帰宅困難者対策協議会 県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から帰宅困難者対策に関する情報交換等を実施している。 平成 28 年 2 月現在、<u>6 つ</u>の協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺）が設置されている。	○ 地震被害想定調査結果 帰宅困難者が最も多くなるのは「関東平野北西縁断層帯地震」及び「立川断層帯地震」で、日高市では平日12時の帰宅困難者が最も多く、3, 152人～7, 609人に上る。 ○ 帰宅困難者発生に伴う影響 帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。 ・通信手段の喪失 多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。 ○ 現状の取組 ・帰宅困難者対策協議会 県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から帰宅困難者対策に関する情報交換等を実施している。 令和 3 年 1 月現在、<u>7 つ</u>の協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、<u>所沢駅周辺</u>）が設置されている。
p. 144	第3 具体的取組 <予防・事前対策> 1 帰宅困難者支援体制の整備 （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者対策の普及啓発 【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、<u>交通政策課（情報班）</u>】	第3 具体的取組 <予防・事前対策> 1 帰宅困難者支援体制の整備 （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者対策の普及啓発 【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）】
p. 145	イ 一時滞在施設・一時待機所の確保 【<u>交通政策課（情報班）</u>、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】 市、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在・待機させるための施設を確保する。 確保することが困難な場合は、周辺事業者の協力を得て速やかに滞在者に対し一時滞在施設へ安全に誘導を行えるよう警察と連携する。 一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。 一時滞在施設には、飲料水、食糧、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。また、周辺地域の事業	イ 一時滞在施設・一時待機所の確保 【<u>危機管理課（統括班）</u>、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】 市、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在・待機させるための施設を確保する。 確保することが困難な場合は、周辺事業者の協力を得て速やかに滞在者に対し一時滞在施設へ安全に誘導を行えるよう警察と連携する。 一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。 一時滞在施設には、飲料水、食糧、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。<u>また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 146	者の協力を得て、帰宅困難者の支援活動等を行う。 市は、一時滞在施設の運営マニュアル等の整備を支援する。 エ 学校における対策 【学校教育課（文教班）】 学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となることから、保護者による児童・生徒等の引き取りや、生徒等の下校が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、食糧、飲料水等の備蓄や災害時の学校防災マニュアル作成などの体制整備に努める。 ＜応急対策＞ <u>1 帰宅困難者への情報提供</u> （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者への情報提供 【<u>情報班（交通政策課）</u>、広報班（市政情報課）、避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社】 ① 市 広報班（市政情報課）及び避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）は、県や防災関係機関等の協力を得て、被害状況及び交通情報等を収集し、自宅及び避難所において、帰宅できない家族を待っている市民等に対し、被害状況等を掲示等の方法により広報する。 ③ 東日本電信電話株式会社 災害用伝言ダイヤル（1 7 1）<u>及び避難所等への特設公衆電話の設置等</u>により、安否確認手段の提供を実施する。 <u>2 一時滞在施設・一時待機所の開設・運営</u> （2）具体的な取組内容 ア 駅周辺等における一時滞在施設・一時待機所の開設 【<u>情報班（交通政策課）</u>、避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】 イ 一時滞在施設への誘導 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）】 一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。 ウ 一時滞在施設・一時待機所の運営 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】	なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。また、周辺地域の事業者の協力を得て、帰宅困難者の支援活動等を行う。 市は、一時滞在施設の運営マニュアル等の整備を支援する。 エ 学校における対策 【学校教育課（文教班）】 学校は、発災時に児童生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となることから、保護者による児童生徒の引き取りや、<u>児童</u>生徒の下校が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、食糧、飲料水等の備蓄や災害時の「<u>学校防災マニュアル</u>」作成等の体制整備に努める。 ＜応急対策＞ <u>1 帰宅困難者への情報提供</u> （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者への情報提供 【<u>統括班（危機管理課）</u>、広報班（市政情報課）、避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社】 ① 市 広報班（市政情報課）及び避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）は、県や防災関係機関等の協力を得て、被害状況及び交通情報等を収集し、自宅及び避難所において、帰宅できない家族を待っている市民等に対し、被害状況等を掲示等の方法により広報する。 ③ 東日本電信電話株式会社 災害用伝言ダイヤル（1 7 1）<u>及び災害用伝言版（web 1 7 1）のサービス提供</u>により、安否確認手段の提供を実施する。 <u>2 一時滞在施設・一時待機所の開設・運営</u> （2）具体的な取組内容 ア 駅周辺等における一時滞在施設・一時待機所の開設 【<u>統括班（危機管理課）</u>、避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】 イ 一時滞在施設への誘導 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）】 一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。 ウ 一時滞在施設・一時待機所の運営 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】
p. 147		
p. 148	＜復旧対策＞ <u>1 帰宅支援</u> （2）具体的な取組内容 ア 帰宅活動への支援 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）】 県及び防災関係機関では、以下の対策を実施している。	＜復旧対策＞ <u>1 帰宅支援</u> （2）具体的な取組内容 ア 帰宅活動への支援 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）】 県及び防災関係機関では、以下の対策を実施している。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
	避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）は、避難所等において帰宅困難者のために水・食糧等の配布を行う。 イ 帰宅途上における一時滞在施設の確保 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）】	避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）は、避難所等において帰宅困難者のために水・食糧等の配布を行う。 イ 帰宅途上における一時滞在施設の確保 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）】
p.149	第9節 避難対策 第1 基本方針 災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。	第9節 避難対策 第1 基本方針 災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。 <u>また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。</u>
p.150	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ 1 <u>避難体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 ア 避難計画の策定 【危機管理課（統括班）、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 ① 避難計画等の策定 市は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織、区・自治会等を通じて避難態勢の確立に努める。 ② 防災上重要な施設の避難計画 a 学校・教育行政機関 ・防災計画 災害が発生した場合に園児、<u>児童及び</u>生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成するとともに、それぞれの学校等の特徴に応じた学校防災マニュアルを作成する。 ・避難誘導 学校等は、長時間にわたって多数の園児、<u>児童及び</u>生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、<u>児童及び</u>生徒に災害時の行動について周知しておく。 なお、市における防災計画に基づき、<u>消防局</u>、警察、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難<u>所及び児童等</u>の<u>引き渡し</u>方法などについて、保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保 【危機管理課（統括班）、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 ① 指定緊急避難場所の指定 市は、地震、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を事前に選定確保する。自主防災組織、区・自治会は必要に応じ、区公会堂・自治会館及び広場など、身近で延焼の危険が少ない	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ 1 <u>避難体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 ア 避難計画の策定 【危機管理課（統括班）、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 ① 避難計画等の策定 市は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織、区・自治会等を通じて避難態勢の確立に努める。<u>避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。</u> ② 防災上重要な施設の避難計画 a 学校・教育行政機関 ・防災計画 災害が発生した場合に園児<u>及び</u>児童生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成するとともに、それぞれの学校等の特徴に応じた「<u>学校防災マニュアル</u>」を作成する。 ・避難誘導 学校等は、長時間にわたって多数の園児<u>及び</u>児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児<u>及び</u>児童生徒に災害時の行動について周知しておく。 なお、市における防災計画に基づき、<u>消防組合</u>、警察、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難<u>誘導や園児及び児童生徒</u>の<u>引取り</u>方法などについて、保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保 【危機管理課（統括班）、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 ① 指定緊急避難場所の指定 市は、地震、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を事前に選定確保する。
p.151		

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 152	場所を、一次的な集合場所として、ここに集合し、被害の状況に応じて、なるべく集団で市指定避難場所（資料編参照）へ避難する。 避難路については、空地や農地が多く、住宅密集地が少ない現状をふまえ、特に指定しない。 【指定緊急避難場所の指定基準】 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a、<u>b</u> の条件を満たすこと 地震を対象とする避難場所については、次の a ～ <u>d</u> の全ての条件を満たすこと a <u>切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること</u> b <u>他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること</u> <u>c</u> 耐震基準を満たしており、安全な構造であること <u>d</u> 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと ③ 指定避難所の指定 市はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。 市は、災害時に必要に応じ避難所を開設する予定の施設をあらかじめ市民に周知しておく。避難先は原則として学校区単位とする。 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。 【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】 <u>a L P ガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置</u> <u>b 停電対応型空調機器の設置</u> <u>c ガスコージェネレーションの設置</u> <u>d 太陽光発電や蓄電池</u> <u>e ソーラー発電付 L E D 街灯</u>	<u>指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u> 自主防災組織、区・自治会は必要に応じ、区公会堂・自治会館及び広場など、身近で延焼の危険が少ない場所を、一次的な集合場所として、ここに集合し、被害の状況に応じて、なるべく集団で市指定避難場所（資料編参照）へ避難する。 避難路については、空地や農地が多く、住宅密集地が少ない現状をふまえ、特に指定しない。 【指定緊急避難場所の指定基準】 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a <u>～ c</u> の条件を満たすこと 地震を対象とする避難場所については、次の a ～ <u>e</u> の全ての条件を満たすこと a <u>災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること</u> b <u>他の法律等により指定される危険区域外に立地していること</u> <u>c 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること</u> <u>d</u> 耐震基準を満たしており、安全な構造であること <u>e 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること</u> ③ 指定避難所の指定 市はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。 市は、災害時に必要に応じ避難所を開設する予定の施設をあらかじめ市民に周知しておく。避難先は原則として学校区単位とする。 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。 ④ 福祉避難所の指定 ⑤ 指定避難所における生活環境の確保 <u>指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。</u> <u>指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</u> <u>また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> <u>指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。</u> 【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】 <u>a L P ガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴</u>
p. 153	④ 福祉避難所の指定	

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 154	⑤ 避難所運営計画の策定 市は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。 a 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に） b 避難所単位での物資・資機材の備蓄 c 避難所の管理・運営体制 d 福祉避難所の設置 e 災害対策本部との情報連絡体制 f 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員の役割分担 g 生活再建の支援体制	<u>用施設の設置</u> <u>b 停電対応型空調機器の設置</u> <u>c ガスコージェネレーションの設置</u> <u>d 太陽光発電や蓄電池</u> <u>e ソーラー付LED街灯</u> ⑥ 避難所運営計画の策定 市は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。 a 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に） b 避難所単位での物資・資機材の備蓄 c 避難所の管理・運営体制 d 福祉避難所の設置 e 災害対策本部との情報連絡体制 f 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員の役割分担 g 生活再建の支援体制 <u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> ⑦ 住民への周知 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておく。 a 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路 b 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 c 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 157	いないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。 ② 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った場合には、避難<u>の勧告又は</u>指示と同様、住民及び関係機関にその内容を周知する。 ③避難<u>の勧告又は</u>指示の周知 a 関係機関相互の通知及び連絡 避難の指示者等は避難のための立ち退きを<u>勧告し若しくは</u>指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す） b 住民への周知 避難<u>の勧告又は</u>指示を行った者は、速やかにその内容を下記的手段を通じ又は直接住民に対し周知する。その際、外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する必要がある。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。 c 避難<u>の勧告又は</u>指示伝達の際に配慮すべき事項 住民に対し、避難<u>の勧告・</u>指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。	いないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。 ② 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った場合には、避難指示と同様、住民及び関係機関にその内容を周知する。 ③避難指示の周知 a 関係機関相互の通知及び連絡 避難の指示者等は避難のための立ち退きを指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す） b 住民への周知 避難指示を行った者は、速やかにその内容を下記的手段を通じ又は直接住民に対し周知する。その際、外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する必要がある。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。 c 避難指示伝達の際に配慮すべき事項 住民に対し、避難指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。
p. 158	エ 避難誘導 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、自主防災組織等】 ① 避難誘導の方法 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）は、次の事項に留意して避難誘導を行う。	エ 避難誘導 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、自主防災組織等】 ① 避難誘導の方法 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）は、次の事項に留意して避難誘導を行う。
p. 159	2 避難所の開設・運営 （2）具体的な取組内容 ア 避難所の開設 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】 ① 避難所開設の基準 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、住民から要請があった場合においても避難所を開設する。なお、避難所を開設する避難所の所在等は資料編のとおりである。 ② 開設の方法 避難所は、災害の状況に応じ、学校、公民館等あらかじめ定められた指定避難場所の施設を応急的に避難所とする。また、必要に応じ、協定（資料編参照）に基づき、ゴルフ場の施設等へ、避難者の受け入れを要請する。 適当な施設を得難いときは、野外に仮設避難所を設置する。また、必要に応じ、協定（資料編参照）に基づき、協定事業者に対し、仮設テントの設置を要請する。	2 避難所の開設・運営 （2）具体的な取組内容 ア 避難所の開設 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】 ① 避難所開設の基準 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、住民から要請があった場合においても避難所を開設する。 <u>ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> なお、避難所を開設する避難所の所在等は資料編のとおりである。 ② 開設の方法 避難所は、災害の状況に応じ、学校、公民館等あらかじめ定められた指定避難場所の施設を応急的に避難所とする。また、必要に応じ、協定（資料編参照）に基づき、ゴルフ場の施設等へ、避難者の受け入れを要請する。 適当な施設を得難いときは、野外に仮設避難所を設置する。また、必要に応じ、協定（資料編参照）に基づき、協定事業者に対し、仮設テントの設置を要請する。 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、公会堂等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。</u> <u>開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 160	イ 避難所の管理運営 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自治会】 市は、避難所を開設した際は、地域防災活動拠点に連絡員を配置するとともに、避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）の職員を派遣し、自主防災組織や自治会等の協力を得て、避難所の運営を行う。運営にあたっては、次の事項に留意し適切な運営を行う。 ① 避難所における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、避難者、住民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町村に応援要請する。 ② 避難所との連絡手段の確保、避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。 ③ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努める。 また、避難の長期化に応じたプライバシーの確保、女性、特に妊産婦や乳幼児のいる世帯、要配慮者にも配慮する。 避難所には原則、動物は持ち込めないものとし、飼い主の責任において、指定された場所で飼養する。	イ 避難所の管理運営 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自治会】 市は、避難所を開設した際は、地域防災活動拠点に連絡員を配置するとともに、避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）の職員を派遣し、自主防災組織や自治会等の協力を得て、避難所の運営を行う。運営にあたっては、次の事項に留意し適切な運営を行う。 ① 避難所における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、避難者、住民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町村に応援要請する。<u>専門性を有した外部支援者等の協力も得られるよう努める。</u> ② 避難所との連絡手段の確保、避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。<u>また、救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u> ③ <u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u> ④ <u>指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県へあつせんを依頼する。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。</u> ⑤ <u>要配慮者や女性、性的少数者へ配慮する。</u> <u>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。</u> <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u> <u>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</u> <u>なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</u> <u>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</u> ⑥ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努める。 また、避難の長期化に応じたプライバシーの確保、女性、特に妊産婦や乳幼児のいる世帯、要配慮者にも配慮する。<u>そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> <u>また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u>避難所には原則、動物は持ち込めないものとし、飼い主の責任において、指定された場所で飼養する。
p. 161	④ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。 また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所（資料編参照）への収容、<u>ホームヘルパー</u>派遣等の必要な措置をとる。	⑦ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。 また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所（資料編参照）への収容、<u>訪問介護・居宅介護</u>の派遣等の必要な措置をとる。 ⑧ <u>避難所における新型コロナウイルス感染症対策</u> <u>新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。</u> <u>（健康状態に合わせた避難場所の確保）</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 162		避難者 自宅療養者 その他の者 ホテル等療養施設 専用スペース 又は 発熱者等専用施設 通常の避難所スペース ※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。 （十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設） 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。 （避難所受付時のフロー） 検温、健康チェックリストによる健康状態の確認 感染が確認されており自宅療養中 発熱、強いだるさ、嗅覚・味覚の異変のある者、濃厚接触者 その他の者 保健所に連絡 発熱者等専用スペース 一般の避難スペース （避難所レイアウトの検討） 世帯間で概ね 2 m の間隔を確保するレイアウトを検討する （避難者の健康管理） 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。 （発熱者等の専用スペースの確保） 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。 （物資・資材） マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。 （自宅療養者の対応） 保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む。 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
		<u>なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u> <u>避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－Ⅰ 避難所の管理運営」に準じる。</u>
p. 165	第10節 災害時の要配慮者対策 第2 現 況 ○ 災害時の要配慮者に係る定義 ・要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。	第10節 災害時の要配慮者対策 第2 現 況 ○ 災害時の要配慮者に係る定義 ・要配慮者 高齢者、障がい者、<u>難病患者</u>、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。
p. 166	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <u>1 避難行動要支援者の安全対策</u> （2）具体的な取組内容 イ 避難支援等関係者となる者 【危機管理課（統括班）、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）】 <u>災害対策基本法</u>に規定する避難支援等関係者とは、次の者とする。 ① 区長又は自主防災組織（支援に必要な地域関係者含む） ② 民生委員 ③ 日高市社会福祉協議会 ④ 消防署 ⑤ 警察 ⑥ 地域包括支援センター ⑦ 障がい者相談支援センター ウ 要配慮者の把握 【危機管理課（統括班）、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）】 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。 また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。	第3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <u>1 避難行動要支援者の安全対策</u> （2）具体的な取組内容 イ 避難支援等関係者となる者 【危機管理課（統括班）、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）】 <u>災対法</u>に規定する避難支援等関係者とは、次の者とする。 ① 区長又は自主防災組織（支援に必要な地域関係者含む） ② 民生委員 ③ 日高市社会福祉協議会 ④ 消防署 ⑤ 警察 ⑥ 地域包括支援センター ⑦ 障がい者相談支援センター ウ 要配慮者の把握 【危機管理課（統括班）、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）】 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。 また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。
p. 167	エ 避難行動要支援者の範囲の設定 【危機管理課（総括班）、<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>（避難班）、施設管理者】 <u>災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の対象者とは、在宅の人で、次のいずれかに該当する人のうち、支援を必要とする人とする。</u> ① <u>介護保険で要介護認定を受けている人</u> ② <u>身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の人</u> <u>（内部障がいのみの人は除く。）</u> ③ <u>療育手帳（知的障がい）の交付を受けており、障がいの程度が㉔又はAの人</u> ④ <u>精神保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の人</u> ⑤ <u>難病患者で市の生活支援を受けている人</u> ⑥ <u>75歳以上の方のみで構成される世帯の人</u>	エ 避難行動要支援者の範囲の設定 【危機管理課（総括班）、<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>（避難班）、施設管理者】 <u>市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人の範囲について、要件を設定する。</u> <u>【高齢者や障がい者等の避難能力の判断に係る着目点】</u> ① <u>警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力</u> ② <u>避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力</u> ③ <u>避難行動を取る上で必要な身体能力</u> <u>【自ら避難することが困難な者についての例】</u> <u>生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する人</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 168	⑦ 前各号に掲げる人のほか、地域の支援が必要な人	① 要介護認定3～5を受けている人 ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く） ③ 重度以上と判定された知的障がい者 ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の人 ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者 ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた人 ※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。 なお、障がいの程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。 また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。
	オ 避難行動要支援者名簿の作成 【危機管理課（総括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】 市は、対象者を把握するため、関係各課の情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。 【避難行動要支援者名簿の記載事項】 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 行政区 ⑧ 担当民生委員	オ 避難行動要支援者名簿の作成 【危機管理課（総括班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】 市は、対象者を把握するため、関係各課の情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。 【避難行動要支援者名簿の記載事項】 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 行政区 ⑧ 担当民生委員
		【留意事項】 ○ 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。 ○ 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。 ○ 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。
	力 避難行動要支援者名簿の更新 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課、長寿いきがい課、健康支援課（避難班）、施設管理者】 キ 避難行動要支援者名簿の活用 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】	力 避難行動要支援者名簿の更新 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課、長寿いきがい課、保険年金課（避難班）、施設管理者】 キ 避難行動要支援者名簿の活用 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】
p. 169	ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】 ケ 避難支援等関係者の安全確保の措置 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】 コ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】 サ 個別計画の策定 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載する。	【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】 ケ 避難支援等関係者の安全確保の措置 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】 コ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】 サ 個別避難計画の作成 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載する。 <u>なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u>
p. 170	シ 防災訓練の実施 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】	シ 防災訓練の実施 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】
p. 171	2 要配慮者全般の安全対策 （2）具体的な取組内容 ア 要配慮者の安全確保 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】 ④ 地域との連携 a 役割分担の明確化 市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、<u>ホームヘルパー</u>等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。 ⑤ 相談体制の確立 市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、<u>ソーシャルワーカー</u>等の専門職員を確保しておく。	2 要配慮者全般の安全対策 （2）具体的な取組内容 ア 要配慮者の安全確保 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】 ④ 地域との連携 a 役割分担の明確化 市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、<u>訪問介護・居宅介護</u>等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。 ⑤ 相談体制の確立 市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。
p. 172	イ 外国人への支援 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、施設管理者】	イ 外国人への支援 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、施設管理者】
p. 173	3 社会福祉施設入所者等の安全対策 （2）具体的な取組内容 ア 社会福祉施設入所者等の安全確保 【総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、社会福祉施設】 ① 施設管理者 j 情報伝達手段の確保 社会福祉施設等に、気象警報や避難勧告等の情報を伝達するための通信手段を確保する。	3 社会福祉施設入所者等の安全対策 （2）具体的な取組内容 ア 社会福祉施設入所者等の安全確保 【総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、社会福祉施設】 ① 施設管理者 j 情報伝達手段の確保 社会福祉施設等に、気象警報や避難指示等の情報を伝達するための通信手段を確保する。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 174	＜応急対策＞ <u>1 避難行動要支援者等の避難支援</u> （2）具体的な取組内容 ア 避難のための情報伝達 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、施設管理者】 市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、<u>避難準備情報、避難勧告</u>、避難指示の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。 また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。	＜応急対策＞ <u>1 避難行動要支援者等の避難支援</u> （2）具体的な取組内容 ア 避難のための情報伝達 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、施設管理者】 市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。 また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。
p. 174	イ 避難行動要支援者の避難支援 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、施設管理者】 市は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。	イ 避難行動要支援者の避難支援 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、施設管理者】 市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
p. 175	ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、消防団】 市及び消防団は、民生委員、区、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の安否確認及び救助を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察に協力を要請する。 また、避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、あらかじめ登録されている避難行動要支援者の安否確認や避難について、自主防災組織等の地域と防災関係機関が連携、協力してその支援にあたる。 エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、施設管理者】 市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。 外国人や旅行者等は、<u>避難行動に係る支援は比較的不要であるが</u>、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を推進する。 オ 受入先の確保及び移送 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、消防団】 市及び消防団は、避難所において要配慮者の受入れが困難であると判断した場合には、福祉避難所に搬送する。なお、搬送については、原則として要配慮者の家族等が行う。 <u>2 避難生活における要配慮者支援</u> （1）取組方針 避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。 （2）具体的な取組内容 ア 生活物資の供給 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】 イ 避難所における要配慮者への配慮 【総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）】 ③ 巡回サービスの実施	ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動 【避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、消防団】 市及び消防団は、民生委員、区、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の安否確認及び救助を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察に協力を要請する。 また、避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、あらかじめ登録されている避難行動要支援者の安否確認や避難について、自主防災組織等の地域と防災関係機関が連携、協力してその支援にあたる。 エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、施設管理者】 市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。 外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を推進する。 オ 受入先の確保及び移送 【避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、消防団】 市及び消防団は、避難所において要配慮者の受入れが困難であると判断した場合には、福祉避難所に搬送する。なお、搬送については、原則として要配慮者の家族等が行う。 <u>2 避難生活における要配慮者支援</u> （1）取組方針 避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。 （2）具体的な取組内容 ア 生活物資の供給 【避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】 イ 避難所における要配慮者への配慮 【総務班（総務課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）】 ③ 巡回サービスの実施 市は、職員、民生委員・児童委員、<u>介護職員</u>、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要
p. 176		

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 177	市は、職員、民生委員・児童委員、<u>ホームヘルパー</u>、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。 また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。 ④ 福祉避難所の活用 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。 ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、医療班（保健相談センター）】 ① 情報提供 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。 ② 相談の実施 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）及び医療班（保健相談センター）は、飯能地区医師会及び保健所等と協力し、職員、福祉関係者、医師及び<u>ソーシャルワーカー</u>等を避難所等に派遣し、要配慮者の総合的な相談に応じる。 ③ 巡回サービスの実施 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）及び医療班（保健相談センター）は、職員、民生委員、<u>ホームヘルパー</u>、保健師などの協力を得て、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。 エ 応急仮設住宅提供に係る配慮 【総務班（総務課）、避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）】 市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。 3 社会福祉施設入所者等の安全確保 （2）具体的な取組内容 ア 社会福祉施設等入所者の安全確保 【施設管理者、避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、上水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、ライフライン事業者】 ② 避難誘導の実施 施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。 ③ 受入先の確保及び移送 施設管理者は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）及び県は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。 ⑥ 巡回サービスの実施 避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）は、県、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回を実施し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、必要に応じた援助を行う。	配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。 また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。 ④ 福祉避難所の活用 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。 ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、医療班（保健相談センター）】 ① 情報提供 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。 ② 相談の実施 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）及び医療班（保健相談センター）は、飯能地区医師会及び保健所等と協力し、職員、福祉関係者、医師及び<u>相談援助職</u>等を避難所等に派遣し、要配慮者の総合的な相談に応じる。 ③ 巡回サービスの実施 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）及び医療班（保健相談センター）は、職員、民生委員、<u>介護職員</u>、保健師などの協力を得て、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。 エ 応急仮設住宅提供に係る配慮 【総務班（総務課）、避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）】 市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。 3 社会福祉施設入所者等の安全確保 （2）具体的な取組内容 ア 社会福祉施設等入所者の安全確保 【施設管理者、避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、上水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、ライフライン事業者】 ② 避難誘導の実施 施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。 ③ 受入先の確保及び移送 施設管理者は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）及び県は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。 ⑥ 巡回サービスの実施 避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）は、県、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回を実施し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、必要に応じた援助を行う。
p. 179	第11節 物資供給・輸送対策 第3 具体的取組	第11節 物資供給・輸送対策 第3 具体的取組

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 183	＜予防・事前対策＞ <u>2 緊急輸送体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 ウ 緊急輸送車両 【管財課（輸送班）】 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。 ① 地震予知情報の伝達及び避難<u>の勧告又は</u>指示に関する事項	＜予防・事前対策＞ <u>2 緊急輸送体制の整備</u> （2）具体的な取組内容 ウ 緊急輸送車両 【管財課（輸送班）】 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。 ① 地震予知情報の伝達及び避難指示に関する事項
p. 184	＜応急対策＞	＜応急対策＞
p. 185	<u>1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材等の供給</u> （2）具体的な取組内容 イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保 【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、上水道班（水道課）】 ① 物資拠点の開設、運営 市は、別に定める作成した要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設<u>し、</u>運営する。 ウ 物資（食糧、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給 【避難班（<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、給食班（学校給食センター）、物資調達班（市民課・産業振興課）、輸送班（管財課）】 ① 食糧供給の方針 a 避難班（<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）は、被災直後から炊出し給食が実施できるまでの間は、備蓄している食糧を被災者等に配給する。 b 給食班（学校給食センター）は、避難班（<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）と協力し、炊出し給食を実施する。	<u>1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材等の供給</u> （2）具体的な取組内容 イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保 【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、上水道班（水道課）】 ① 物資拠点の開設、運営 市は、別に定める作成した要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設<u>・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保</u>する。 ウ 物資（食糧、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給 【避難班（<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、給食班（学校給食センター）、物資調達班（市民課・産業振興課）、輸送班（管財課）】 ① 食糧供給の方針 a 避難班（<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）は、被災直後から炊出し給食が実施できるまでの間は、備蓄している食糧を被災者等に配給する。 b 給食班（学校給食センター）は、避難班（<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）と協力し、炊出し給食を実施する。
p. 186	④ 炊出しの実施 b 県への協力要請 給食班（学校給食センター）は、当市が大きな被害を受け、炊出しが実施できない状況となった場合においては、<u>県危機管理防災部消防防災課</u>に対して、炊出し等の実施を要請する。 c 炊出しの実施状況報告 給食班（学校給食センター）は、炊出し、食品の配分及びその他食品の給与を実施した時（県の協力を得て実施した場合も含む）は、<u>県危機管理防災部消防防災課</u>に対して、実施状況を速やかに報告する。 ⑤ 生活必需品等の供給 b 生活必需品の調達 ・生活必需品の調達 毛布については、市の備蓄品から供給するが、その他の品目については、避難班（<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）が避難者の要望等を調査及び把握し、物資調達班（市民課・産業振興課）が協定（資料編参照）に基づく調達及び市内等の販売業者又は製造業者等から調達する。 また、不足が生じる場合にあっては、県に生活必需品の供給を要請する。 なお、災害発生直後に調達すべき生活必需品は以下の品目を目安とする。 ・寝具 ・衣類 ・生理用品、紙おむつ、歯ブラシ、タオル、絆創膏、包帯等 ・食器 ・使い捨てカイロ、うちわ等	④ 炊出しの実施 b 県への協力要請 給食班（学校給食センター）は、当市が大きな被害を受け、炊出しが実施できない状況となった場合においては、<u>県</u>に対して、炊出し等の実施を要請する。 c 炊出しの実施状況報告 給食班（学校給食センター）は、炊出し、食品の配分及びその他食品の給与を実施した時（県の協力を得て実施した場合も含む）は、<u>県</u>に対して、実施状況を速やかに報告する。 ⑤ 生活必需品等の供給 b 生活必需品の調達 ・生活必需品の調達 毛布については、市の備蓄品から供給するが、その他の品目については、避難班（<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）が避難者の要望等を調査及び把握し、物資調達班（市民課・産業振興課）が協定（資料編参照）に基づく調達及び市内等の販売業者又は製造業者等から調達する。 また、不足が生じる場合にあっては、県に生活必需品の供給を要請する。 <u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u> なお、災害発生直後に調達すべき生活必需品は以下の品目を目安とする。 ・寝具

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 187	・ラジオ、懐中電灯等 ・要配慮者向け用品 c生活必需品給与の方法 ・生活必需品の集積 生活必需品の集積・配分業務を円滑に行うため、原則として市役所駐車場を集積地とする。また、物資調達班（市民課・産業振興課）は、調達した生活必需品を仕分けし、輸送班（管財課）と協力して各避難所等に輸送する。 ・避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）は、輸送された生活必需品について、自主防災組織等の協力を得て、混乱が起きないよう被災者等に供給する。 Ⅰ医療救護資機材、医薬品の調達、供給【医療班（保健相談センター）】 「第7節－＜応急対策＞－<u>1</u>－ウ－⑤ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給（139ページ）」を参照する。 2 緊急輸送 （2）具体的な取組内容 ア陸上輸送 【輸送班（管財課）、一般社団法人埼玉県バス協会 西部地区部会、一般社団法人埼玉県トラック協会 いるまの支部】 ② 緊急通行車両等の確認 【輸送班（管財課）、県公安委員会】 県公安委員会は、災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施することとなっている。（災対法災害対策基本法施行令第33条） a 緊急通行車両等の要件 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。 ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。 ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。 ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。 ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。 ・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。 ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。 b 確認手続等 公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続きは警察において実施することとなっている。 輸送班（管財課）は、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編参照）による申請等必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。 c 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付 当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し、災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付されることとなっている。	・衣類 ・生理用品、紙おむつ、歯ブラシ、タオル、絆創膏、包帯等 ・食器 ・使い捨てカイロ、うちわ等 ・ラジオ、懐中電灯等 ・要配慮者向け用品 c生活必需品給与の方法 ・生活必需品の集積 生活必需品の集積・配分業務を円滑に行うため、原則として市役所駐車場を集積地とする。また、物資調達班（市民課・産業振興課）は、調達した生活必需品を仕分けし、輸送班（管財課）と協力して各避難所等に輸送する。 ・避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）は、輸送された生活必需品について、自主防災組織等の協力を得て、混乱が起きないよう被災者等に供給する。 Ⅰ医薬品等の調達、供給【医療班（保健相談センター）】 「第7節－＜応急対策＞－<u>1</u>－ウ－⑤ 医薬品等の調達、供給（139ページ）」を参照する。 2 緊急輸送 （2）具体的な取組内容 ア陸上輸送 【輸送班（管財課）、一般社団法人埼玉県バス協会 西部地区部会、一般社団法人埼玉県トラック協会 いるまの支部】 ② 緊急通行車両等の確認 【輸送班（管財課）、埼玉県公安委員会】 埼玉県公安委員会は、災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施することとなっている。（災対法施行令第33条） a 緊急通行車両等の要件 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。 ・警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの。 ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。 ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。 ・災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの。 ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。 ・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。 ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。 b 確認手続等 埼玉県公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続きは警察において実施することとなっている。 輸送班（管財課）は、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編参照）による申請等必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。 c 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付 当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、埼玉県公安委員会から申請者に対し、災対法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付されることとなっている。
p. 189	Ⅰ航空輸送等【統括班（危機管理課）、建築班（都市計画課）、文教班（学校教育課）、物資調達班	Ⅰ航空輸送等【統括班（危機管理課）、応急復旧班（市街地整備課）、文教班（学校教育課）、物資調

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案														
	（産業振興課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】 ② 臨時発着場の開設 a <u>建築班（都市計画課）</u>は、災害対策本部又は埼玉県の指示を受け、ヘリコプター臨時離発着場を開設する。 b 開設の場所は、次の指定地とする。 【飛行場外離着陸場（航空法第 79 条関係）】 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在</td></tr><tr><td>日高総合公園</td><td>日高市大字高萩 1 5 0 0 番地</td></tr><tr><td>高麗中学校</td><td>日高市大字梅原 3 5 0 番地</td></tr></table>	名 称	所 在	日高総合公園	日高市大字高萩 1 5 0 0 番地	高麗中学校	日高市大字梅原 3 5 0 番地	達班（産業振興課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】 ② 臨時発着場の開設 a <u>応急復旧班（市街地整備課）</u>は、災害対策本部又は埼玉県の指示を受け、ヘリコプター臨時離発着場を開設する。 b 開設の場所は、次の指定地とする。 【飛行場外離着陸場（航空法第 79 条関係）】 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在</td></tr><tr><td>日高総合公園</td><td>日高市大字高萩 1 5 0 0 番地</td></tr><tr><td>高麗中学校</td><td>日高市大字梅原 3 5 0 番地</td></tr><tr><td><u>埼玉医科大学国際医療センター「屋上ヘリポート」</u></td><td><u>日高市山根 1397－1</u></td></tr></table>	名 称	所 在	日高総合公園	日高市大字高萩 1 5 0 0 番地	高麗中学校	日高市大字梅原 3 5 0 番地	<u>埼玉医科大学国際医療センター「屋上ヘリポート」</u>	<u>日高市山根 1397－1</u>
名 称	所 在															
日高総合公園	日高市大字高萩 1 5 0 0 番地															
高麗中学校	日高市大字梅原 3 5 0 番地															
名 称	所 在															
日高総合公園	日高市大字高萩 1 5 0 0 番地															
高麗中学校	日高市大字梅原 3 5 0 番地															
<u>埼玉医科大学国際医療センター「屋上ヘリポート」</u>	<u>日高市山根 1397－1</u>															
p. 193	第12節 相互応援	第12節 相互応援														
p. 194	第 3 具体的取組	第 3 具体的取組														
	＜予防・事前対策＞ 1 相互応援の体制整備等 （2）具体的な取組内容 <u>ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）】 他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市が連携し、体制を確立する。 ① 応援活動の種類と機関 b <u>医療応援</u>に関連する業務（例：医療班等） <u>イ 国の応援受入体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）】 県及び市は、<u>国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。</u> ① <u>国が行う活動</u> a <u>自衛隊の災害派遣</u> b <u>警察災害派遣隊の派遣</u> c <u>消防の緊急消防援助隊</u> d <u>医療の広域医療応援</u> e <u>国土交通省の緊急災害対策援助隊（TEC-FORCE）</u> f <u>その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）</u> ② <u>県が行う対策</u> a <u>「首都直下地震応急対策活動要領」及び「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「国の応援計画」という。）に基づく国の救助活動に関し、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、国の応援計画に対応する「埼玉県広域受援計画」を策定する。</u> b <u>情報伝達ルート</u>の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。 c <u>応援部隊が被災地で活動するための災害応急対策活動拠点の候補地165箇所が選定されている。</u> d <u>国等と連携した防災訓練の実施</u> ③ <u>市が行う対策</u> a <u>情報伝達ルート</u>の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。 b <u>応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。</u> <u>ウ 公共的団体からの応援受入体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）】 市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとお	第12節 相互応援 第 3 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ 1 相互応援の体制整備等 （2）具体的な取組内容 <u>ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）】 他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市が連携し、体制を確立する。 ① 応援活動の種類と機関 b <u>保健医療の広域応援</u>に関連する業務（例：医療班等） <u>イ 応援受入体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）】 県及び市は、<u>大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。</u> <u>【想定される応援（例示）】</u> a <u>自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援</u> b <u>国によるプッシュ型の物的支援</u> c <u>緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援</u> d <u>総務省「応急対策職員派遣制度」による応援</u> e <u>その他国が関与して全国的行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等</u> f <u>防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等</u> g <u>公共的団体による応援</u> h <u>ボランティア</u> ① <u>県、市が行う対策</u> a <u>県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。</u> b <u>応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u> c <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康</u>														

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 196	<u>りである。</u> <u>① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること</u> <u>② 災害時における広報等に協力すること</u> <u>③ 出火の防止及び初期消火に協力すること</u> <u>④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること</u> <u>⑤ 被災者の救助業務に協力すること</u> <u>⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること</u> <u>⑦ 被害状況の調査に協力すること</u> <u>それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。</u> ＜応急対策＞ <u>1 応援要請</u> （2）具体的な取組内容 ア 他市町村への応援要請 【統括班（危機管理課）】 ① <u>災害対策基本法</u>第67条の規定に基づく応援要請 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法</u>第67条の規定に基づき、他市町村に対して応援を求めることができる。応援要請は、統括班（危機管理課）が行う。 なお、応援要請する場合の判断は概ね次のような事態に際して行う。 イ 県への応援要請 【統括班（危機管理課）】 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法</u>第68条の規定に基づき、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。 この要請は、統括班（危機管理課）が行う。 要請は文書をもって行うが、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。	<u>管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u> <u>d 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。</u> <u>e 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。</u> <u>f 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。</u> ＜応急対策＞ <u>1 応援要請</u> （2）具体的な取組内容 ア 他市町村への応援要請 【統括班（危機管理課）】 ① <u>災対法</u>第67条の規定に基づく応援要請 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災対法</u>第67条の規定に基づき、他市町村に対して応援を求めることができる。応援要請は、統括班（危機管理課）が行う。 なお、応援要請する場合の判断は概ね次のような事態に際して行う。 イ 県への応援要請 【統括班（危機管理課）】 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災対法</u>第68条の規定に基づき、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。 この要請は、統括班（危機管理課）が行う。 要請は文書をもって行うが、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。
p. 197	ウ 指定地方行政機関等に対する応援要請 【統括班（危機管理課）】 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法</u>第29条の規定に基づき、特定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって職員の派遣を要請する。 また、<u>災害対策基本法</u>第30条の規定に基づき、知事に対し特定地方行政機関の職員派遣について、あつせんを求める。 これらの要請は、統括班（危機管理課）が行う。要請は、文書をもって行うが緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。	ウ 指定地方行政機関等に対する応援要請 【統括班（危機管理課）】 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、<u>災対法</u>第29条の規定に基づき、特定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって職員の派遣を要請する。 また、<u>災対法</u>第30条の規定に基づき、知事に対し特定地方行政機関の職員派遣について、あつせんを求める。 これらの要請は、統括班（危機管理課）が行う。要請は、文書をもって行うが緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。
p. 200	<u>2 応援の受入れ</u> （1）取組方針 <u>大規模、緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、県や国からの応援及びあつせんを円滑に受け入れる。</u> <u>公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。</u> <u>また、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティア関係機関等との連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。</u> <u>3 自衛隊災害派遣</u> （2）具体的な取組内容 ウ 災害派遣部隊の受入体制の確保 【<u>応急復旧班（建設課・区画整理課）、統括班（危機管理課）</u>】	<u>2 応援の受入れ</u> （1）取組方針 <u>外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。</u> <u>国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。</u> <u>3 自衛隊災害派遣</u> （2）具体的な取組内容 ウ 災害派遣部隊の受入体制の確保 【<u>統括班（危機管理課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）</u>】

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案												
p. 202	第13節 遺体の埋・火葬対策	第13節 遺体の埋・火葬対策												
	第 3 具体的取組	第 3 具体的取組												
	＜復旧対策＞	＜復旧対策＞												
	<u>1 遺体の埋・火葬</u>	<u>1 遺体の埋・火葬</u>												
p. 205	（2）具体的な取組内容 イ 埋・火葬の調整及びあっせん 【衛生班（環境課）】 身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚（しんせき）縁者が行うが、火葬場（広域飯能斎場）の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行うことができないと認める場合、衛生班（環境課）は「災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書」（資料編参照）の締結先事業者に協力を求め、火葬場等の調整及びあっせんを行う。	（2）具体的な取組内容 イ 埋・火葬の調整及びあっせん 【衛生班（環境課）】 身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚（しんせき）縁者が行うが、火葬場（広域飯能斎場）の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等 埋火葬資材 の不足等から埋・火葬が行うことができないと認める場合、衛生班（環境課）は「災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書」（資料編参照）の締結先事業者に協力を求め、火葬場等の調整及びあっせんを行う。												
p. 206	第14節 市民生活の早期再建	第14節 市民生活の早期再建												
	第 1 基本方針 震災後の市民の生活再建を迅速に実施するため、各種の取組等を行い、生活環境の早期復旧を図る。	第 1 基本方針 震災後の市民の生活再建を迅速に実施するため、各種の取組等を行い、生活環境の早期復旧を図る。												
	第 2 具体的取組	第 2 具体的取組												
	＜予防・事前対策＞ <table><tr><td>1 応急住宅対策</td></tr><tr><td>2 り災証明書の交付体制の整備</td></tr><tr><td>3 被災者台帳の整備</td></tr><tr><td>4 動物愛護</td></tr><tr><td>5 文教対策</td></tr></table>	1 応急住宅対策	2 り災証明書の交付体制の整備	3 被災者台帳の整備	4 動物愛護	5 文教対策	＜予防・事前対策＞ <table><tr><td>1 応急住宅対策</td></tr><tr><td>2 り災証明書の交付体制の整備</td></tr><tr><td>3 被災者台帳の整備</td></tr><tr><td>4 動物愛護</td></tr><tr><td>5 文教対策</td></tr><tr><td>6 がれき処理等廃棄物対策</td></tr><tr><td>7 被災中小企業支援</td></tr></table>	1 応急住宅対策	2 り災証明書の交付体制の整備	3 被災者台帳の整備	4 動物愛護	5 文教対策	6 がれき処理等廃棄物対策	7 被災中小企業支援
1 応急住宅対策														
2 り災証明書の交付体制の整備														
3 被災者台帳の整備														
4 動物愛護														
5 文教対策														
1 応急住宅対策														
2 り災証明書の交付体制の整備														
3 被災者台帳の整備														
4 動物愛護														
5 文教対策														
6 がれき処理等廃棄物対策														
7 被災中小企業支援														
	<u>1 応急住宅対策</u> （1）取組方針 災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。 （2）具体的な取組内容 ア 応急措置等の指導、相談 【都市計画課（建築班）】 市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。	<u>1 応急住宅対策</u> （1）取組方針 災害時の 被災 建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。 （2）具体的な取組内容 ア 応急措置等の指導、相談 【都市計画課（建築班）】 市は、 被災 建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。												
p. 207	<u>2 り災証明書の交付体制の整備</u> （1）取組方針 り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急処置、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たすものとなる。市は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。	<u>2 り災証明書の交付体制の整備</u> （1）取組方針 り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急処置、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たすものとなる。市は、り災証明書を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。 <u>市は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。</u>												

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 209	5 文教対策 （2）具体的な取組内容 ア 学校の災害対策 【教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 ④ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。 b 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。	5 文教対策 （2）具体的な取組内容 ア 学校の災害対策 【教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 ④ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。 b 児童生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。 6 がれき処理等廃棄物対策 （1）取組方針 衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。 また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。 （2）具体的な取組内容 ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定 【環境課（衛生班）】 ① 市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。 ② 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。 ③ 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。 イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保 【環境課（衛生班）】 ① 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。 ② 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。 ③ 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。 ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保 【環境課（衛生班）】 ① 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。 ② 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。 エ 広域連携による廃棄物処理 【環境課（衛生班）】 ① 市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。 また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。 加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 7 被災中小企業支援 （1）取組方針 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。 （2）具体的な取組内容 ア 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 【産業振興課（物資調達班）】 ① 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況
p. 210		

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案																																				
p. 211	＜応急対策＞ <u>1 災害救助法の適用</u> （1）取組方針 災害救助法による救助は、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的に、飲料水、食糧、医療等の応急的、一時的救助を行うものである。 市内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合には、県に対して災害救助法の適用を要請する。要請は避難班（<u>福祉政策課</u>）が行う。 （2）具体的な取組内容 <u>ア 災害救助法の適用手続</u> 【避難班（<u>福祉政策課</u>）、情報班（政策秘書課）】 ① 救助法の適用申請 避難班（<u>福祉政策課</u>）は、市域における被害が、「イ ① 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、<u>県危機管理部消防防災課</u>に対し、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。 ② 報告等 a 市災害対策本部の各部長は、その所掌する救助法に関する事務の実施状況について、災害活動の初期からその完了までの期間にわたり、記録・整理し、避難班（<u>福祉政策課</u>）に報告する。 b 避難班（<u>福祉政策課</u>）は、各部長から報告された救助法に関する事務の実施状況について、<u>県危機管理部消防防災課</u>に報告する。 ③ 救助法が適用された場合の費用等 救助法が適用された場合には、市が行った応急対策活動に要した経費については、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」（資料編参照）に基づき県に対して請求をすることができる。情報班（政策秘書課）は手続きに従い、<u>県危機管理部消防防災課</u>に対して、繰替支弁金の交付を申請する。 <u>イ 災害救助法の適用</u> 【避難班（<u>福祉政策課</u>）】 避難班（<u>福祉政策課</u>）は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は手続きを行う。 p. 213 <u>ウ 応急救助の実施方法</u> 【避難班（<u>福祉政策課</u>）】 救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。 知事は救助事務の内容、期間等を市長に通知し、通知を受けた市長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。 期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。 【応急救助の種類と実施者】 <table><tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>被服寝具その他生活必需品の給貸与</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>医療及び助産</td><td>14日以内（ただし、助産分べん医療及び助産した日から7</td><td>医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし委任されたときは市）</td></tr></table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市	炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市	医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べん医療及び助産した日から7	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし委任されたときは市）	<u>を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u> ＜応急対策＞ <u>1 災害救助法の適用</u> （1）取組方針 救助法による救助は、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的に、飲料水、食糧、医療等の応急的、一時的救助を行うものである。 市内に救助法の適用基準を超える被害が生じた場合には、県に対して救助法の適用を要請する。要請は避難班（<u>生活福祉課</u>）が行う。 （2）具体的な取組内容 <u>ア 救助法の適用手続</u> 【避難班（<u>生活福祉課</u>）、情報班（政策秘書課）】 ① 救助法の適用申請 避難班（<u>生活福祉課</u>）は、市域における被害が、「イ ① 救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、<u>県</u>に対し、次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。 ② 報告等 a 市災害対策本部の各部長は、その所掌する救助法に関する事務の実施状況について、災害活動の初期からその完了までの期間にわたり、記録・整理し、避難班（<u>生活福祉課</u>）に報告する。 b 避難班（<u>生活福祉課</u>）は、各部長から報告された救助法に関する事務の実施状況について、<u>県</u>に報告する。 ③ 救助法が適用された場合の費用等 救助法が適用された場合には、市が行った応急対策活動に要した経費については、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」（資料編参照）に基づき県に対して請求をすることができる。情報班（政策秘書課）は手続きに従い、<u>県</u>に対して、繰替支弁金の交付を申請する。 <u>イ 救助法の適用</u> 【避難班（<u>生活福祉課</u>）】 避難班（<u>生活福祉課</u>）は、以下の基準に基づき、救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は手続きを行う。 <u>ウ 応急救助の実施方法</u> 【避難班（<u>生活福祉課</u>）】 救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。 知事は救助事務の内容、期間等を市長に通知し、通知を受けた市長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。 期間については、すべて救助法の適用日から起算する。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。 【応急救助の種類と実施者】 <table><tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給貸与</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr><tr><td>医療及び助産</td><td>14日以内（ただし、助産分べ</td><td>医療班派遣＝県及び日赤<u>埼玉</u>県支部</td></tr></table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市	炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市	医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べ	医療班派遣＝県及び日赤 <u>埼玉</u> 県支部
救助の種類	実施期間	実施者区分																																				
避難所の設置	7日以内	市																																				
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市																																				
飲料水の供給	7日以内	市																																				
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市																																				
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べん医療及び助産した日から7	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし委任されたときは市）																																				
救助の種類	実施期間	実施者区分																																				
避難所の設置	7日以内	市																																				
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市																																				
飲料水の供給	7日以内	市																																				
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市																																				
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べ	医療班派遣＝県及び日赤 <u>埼玉</u> 県支部																																				

該当頁

p. 214

p. 215

p. 217

日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）

	日以内)	
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市
被災者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任されたときは市）
被災住宅の応急修理	1 か月以内	市
遺体の搜索	10 日以内	市
遺体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

（注）期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。
ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

2 被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行

（1）取組方針

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者台帳を作成し運用する。また、住家の被害認定の結果を基にり災証明書を発行する。

（2）具体的な取組内容

ウ り災証明書の発行

【情報班（政策秘書課）】

市は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基にり災証明書を発行する。

3 災害廃棄物等処理対策

（2）具体的な取組内容

イ がれき等の処理

【衛生班（環境課）】

③ 処理体制の確保

a 応急復旧班（建設課・区画整理課）は、道路の通行上支障のあるもの等を優先的に撤去する。

b 衛生班（環境課）は、がれき等を選別及び保管できる仮置場を確保するとともに、大量のがれき等を処分するまでのルートを確認する。

c 応急活動後、衛生班（環境課）はがれき等の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、廃棄物のリサイクルを図る。

オ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

【衛生班（環境課）】

修正案

	ん医療及び助産した日から7日以内)	（ただし委任されたときは市）
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市
被災者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任されたときは市）
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了	市
死体の搜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

（注）期間については、すべて救助法の適用日から起算する。
ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

2 被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行

（1）取組方針

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、災対法第90条の3に基づき、被災者台帳を作成し運用する。また、住家の被害認定の結果等を基にり災証明書を発行する。

（2）具体的な取組内容

ウ り災証明書の発行

【情報班（政策秘書課）】

市は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基にり災証明書を発行する。
住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 災害廃棄物等処理対策

（2）具体的な取組内容

イ がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

【衛生班（環境課）】

③ 処理体制の確保

a 応急復旧班（建設課・市街地整備課）は、道路の通行上支障のあるもの腐敗性廃棄物等を優先的に撤去する。また、意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

b 衛生班（環境課）は、がれき等を選別及び保管できる仮置場を確保するとともに、大量のがれき等を処分するまでのルートを確認する。

c 応急活動後、衛生班（環境課）はがれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

オ 損壊家屋の解体

【衛生班（環境課）】

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 217	4 動物愛護 （1）取組方針 災害発生時には、負傷又は逸走状態の動物が多数発生すると同時に、飼い主とともに、多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。 衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物愛護の観点から、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携し、動物の適正な保護及び飼養を実施する。 （2）具体的な取組内容 イ 避難所における動物の適正な飼養 【衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）】	<u>等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u> 九 環境汚染が懸念される廃棄物の処理 【衛生班（環境課）】 4 動物愛護 （1）取組方針 災害発生時には、負傷又は逸走状態の動物が多数発生すると同時に、飼い主とともに、多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。 衛生班（環境課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物愛護の観点から、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携し、動物の適正な保護及び飼養を実施する。 （2）具体的な取組内容 イ 避難所における動物の適正な飼養 【衛生班（環境課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）】
p. 218	5 応急住宅対策 （1）取組方針 地震のため被害を受けたもので、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は、応急修理をできない者について、応急住宅<u>や応急仮設住宅を設置してこれに収容</u>し、又は、被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。 （2）具体的な取組内容 ア 応急住宅実施体制 【建築班（都市計画課）】 ① 実施体制 応急住宅<u>や応急仮設住宅の設置</u>及び住宅の応急修理は建築班（都市計画課）が行う。ただし、災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置については、知事が行う。 ② 工事の施工及び資材の調達 b 建設資材の調達 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に伴う、建設資材等の調達は市及び業者委託によって実施するが、それが困難な場合には、知事にその調達を要請する。	5 応急住宅対策 （1）取組方針 地震のため被害を受けたもので、自己の資力では住宅を得ることができない者、又は、応急修理をできない者について、応急住宅<u>を供給</u>し、又は、被害家屋の応急修理を実施して援護の万全を図る。 （2）具体的な取組内容 ア 応急住宅実施体制 【建築班（都市計画課）】 ① 実施体制 応急住宅<u>の供給</u>及び住宅の応急修理は建築班（都市計画課）が行う。ただし、救助法適用後の応急仮設住宅の設置については、知事が行う。 ② 工事の施工及び資材の調達 b 建設資材の調達 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に伴う、建設資材等の調達は市及び業者委託によって実施するが、それが困難な場合には、県にその調達を要請する。
p. 219	イ 被災住宅の応急修理 【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）】 ① 実施基準 a 対象者 - 住宅が<u>半壊（焼）</u>し、自己の資力では応急修理ができない者 - 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	イ 被災住宅の応急修理 【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）】 ① 実施基準 a 対象者 - 住宅が<u>半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け</u>、自己の資力では応急修理ができない者 - 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
p. 220	ウ 応急住宅の供給 【建築班（都市計画課）】 市は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。 ① 公的住宅等の利用 公営住宅等の空家を一時的に供給する。 ② 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、<u>市有地（資料編参照）に設置することを基本とするが、災害の状況により私有地に設置する場合には、所有者と市との間に賃貸契約を締結する。</u> a 設置基準等 規模 <u>1戸当たり29.7m²（9坪）を基準とする。</u>	ウ 応急住宅の供給 【建築班（都市計画課）】 市は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。 ① 公的住宅等の利用 公営住宅等の空室を一時的に供給する。 ② 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、<u>災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。</u> a 建設型応急住宅 <u>県が、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。</u> <u>応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任され、公営住宅に準じて維持管理する。維持管理は、建築班（都市計画課）が行う。</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 220	・型式 原則としてプレハブ住宅とする。 ・経費 災害救助法の規定による。 ・着工時期及び供与期間 災害救助法の基準によれば、災害発生の日から20日以内となっているが、被災者の早期保護のために、できるだけ速やかに設置する。供与期間については、完成の日から2年以内とする。 b 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の維持管理は、建築班（都市計画課）が行う。 c 要配慮者への配慮 建築班（都市計画課）は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。	b 賃貸型応急住宅 県が、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。 c 応急仮設住宅の入居者選定 市は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。 ・住居が全壊又は流出した者 ・居住する住宅がない者 ・自らの資力では住宅を確保することができない者 ※選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。 ※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。 d 入居期間 入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。 e 要配慮者への配慮 県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。
p. 221	Ⅰ 住宅関係障害物除去 【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）、応急復旧班（建設課・区画整理課）】 ① 実施対象 住家又はその周辺に倒壊又は運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、調査班（税務課・収税課）は次の条件に該当する住家を早急に調査し、選定する。 a 当面の日常生活が営み得ない状況にあること。 b 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。 c 当該災害により住家が直接被害を受けたものであること。 d 自己の資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ないもので、例示する次のとおりとなる。 ・生活保護法の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者、障がい者等 ・前各号に準じる者 e 障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。 ② 作業体制 a 応急復旧班（建設課・区画整理課）は必要に応じて、災害協定を締結している日高鳶組合（資料編参照）及び市内の建設業者に協力を要請する。 b 応急復旧班（建設課・区画整理課）は要員、資機材が不足する場合は、県、他市町村に対し応援を求める。 ③ 実施内容 a 障害物の除去は、居間、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で最小限度とする。 b 除去の期間は、原則として災害の発生した日から10日以内とする。 c 除去に要する費用は、災害救助法に規定する範囲内において県に請求する。 6 文教対策 （1）取組方針 震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。	Ⅰ 住宅関係障害物除去 【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）】 ① 除去作業の実施 被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。 a 対象者 対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。 調査班（税務課・収税課）は条件に該当する住家を早急に調査し、選定する。 b 除去の期間 除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。 c 作業体制 ・ 応急復旧班（建設課・市街地整備課）は必要に応じて、災害協定を締結している日高鳶土木共同組合及び市内の建設業者（資料編参照）に協力を要請する。 ・ 応急復旧班（建設課・市街地整備課）は要員、資機材が不足する場合は、県、他市町村に対し応援を求める。 6 文教対策 （1）取組方針 震災時において、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 222	（2）具体的な取組内容 ア 応急教育 【文教班（学校教育課）、学校開放班（教育総務課）、避難班（子育て応援課）】 ① 実施体制 a 小中学校・<u>幼稚園等</u>の応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、文教班（学校教育課）及び学校開放班（教育総務課）が行う。 b 保育所の応急保育及び応急復旧対策は、避難班（子育て応援課）が行う。 c 災害に対する<u>各学校・幼稚園等</u>の処置については、学校長・<u>園長</u>が具体的な応急対策を実施する。 d 学用品及び教科書の<u>給付</u>については文教班（学校教育課）が行う。 e 災害救助法が適用された場合は、学用品及び教科書の給与については文教班（学校教育課）が行う。 ② 応急教育の方法等 a 文教施設・設備の応急復旧対策 学校開放班（教育総務課）は、災害発生直後直ちに被害状況を把握し、<u>応急処理可能</u>な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。 校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建及び仮校舎の建設計画を作成し、この具体化を図る。 イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法 【文教班（学校教育課）】 り災児童・生徒に対する学用品の給与は災害救助法の基準に準じて行う。調達及び配給の方法については文教班（学校教育課）及び学校において、あらかじめ立てておいた計画に基づき実施する。 ① <u>学用品の調達</u> <u>学用品の調達、配分等は、文教班（学校教育課）が行う。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県に調達を要請する。</u> ② <u>給与基準</u> <u>災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書（教材含む）、文房具及び通学用品を支給する。</u> ③ <u>給付の時期</u> 災害発生の日から教科書(教材を含む)については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。	（2）具体的な取組内容 ア 応急教育 【文教班（学校教育課）、学校開放班（教育総務課）、避難班（子育て応援課）】 ① 実施体制 a 小・中学校の応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、文教班（学校教育課）及び学校開放班（教育総務課）が行う。 b 保育所（<u>園</u>）・<u>幼稚園</u>の応急保育及び応急復旧対策は、避難班（子育て応援課）が行う。 c 災害に対する<u>小・中学校、保育所（園）及び幼稚園</u>の処置については、学校長、<u>所長及び園長</u>が具体的な応急対策を実施する。 d 学用品及び教科書の<u>給与</u>については文教班（学校教育課）が行う。 e 救助法が適用された場合は、学用品及び教科書の給与については文教班（学校教育課）が行う。 ② 応急教育の方法等 a 文教施設・設備の応急復旧対策 学校開放班（教育総務課）は、災害発生直後直ちに被害状況を把握し、<u>応急措置が可能</u>な場合は速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。 校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建及び仮校舎の建設計画を作成し、この具体化を図る。 イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法 【文教班（学校教育課）】 り災児童生徒に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行う。調達及び配給の方法については文教班（学校教育課）及び学校において、あらかじめ立てておいた計画に基づき実施する。 ① <u>給与の対象</u> <u>災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。</u> ② <u>給与の実施</u> <u>学用品の調達、配分等は、文教班（学校教育課）が行う。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県に調達を要請する。</u> <u>教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。</u> ③ <u>給付の時期</u> 災害発生の日から教科書(教材を含む)については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。
p. 223	ウ 学校長の措置 【各学校長】 ①発災時の対応 b 災害の規模、児童・<u>生徒等</u>、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に報告しなければならない。 f 応急教育計画については、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、<u>生徒等</u>に周知徹底を図る。 g 児童・<u>生徒等</u>が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。 ② 応急教育の準備 a 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・<u>生徒等</u>の被災状況を調査し、文教班（学校教育課）<u>と連絡し</u>、教科書及び教材の<u>供与</u>に協力する。 c 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・<u>生徒等</u>は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。	ウ 学校長の措置 【各学校長】 ①発災時の対応 b 災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に報告しなければならない。 f 応急教育計画については、文教班（学校教育課）又は学校開放班（教育総務課）に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。 g 児童生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。 ② 応急教育の準備 a 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童生徒の被災状況を調査し、文教班（学校教育課）<u>に連絡の上</u>、教科書及び教材・<u>学用品の給与</u>に協力する。 c 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童生徒は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案								
	d 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに職員が分担し、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記 c に準じた指導を行う。 f <u>校長は</u>、災害の推移を把握し、文教班（学校教育課）及び学校開放班（教育総務課）に連絡の上、できるだけ早く平常授業に<u>もどす</u>よう<u>つとめ</u>、その時期について保護者に連絡する。	d 避難した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに職員が分担し、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記 c に準じた指導を行う。 f 災害の推移を把握し、文教班（学校教育課）及び学校開放班（教育総務課）に連絡の上、できるだけ早く平常授業に<u>戻す</u>よう<u>努め</u>、その時期について保護者に連絡する。								
p. 224	エ 幼稚園・保育所（園）の措置 【避難班（子育て応援課）】 ③ 応急的な幼児教育・保育の確保 施設等の被害や園児の被災により、通常の幼児教育・保育が不可能となった場合、隣接幼稚園・保育園との合同教育・保育を実施して応急的に幼児教育・保育の場を確保する。	エ 幼稚園・保育所（園）の措置 【避難班（子育て応援課）】 ③ 応急的な幼児教育・保育の確保 施設等の被害や園児の被災により、通常の幼児教育・保育が不可能となった場合、隣接幼稚園・保育<u>所（園）</u>との合同教育・保育を実施して応急的に幼児教育・保育の場を確保する。								
p. 225	<復旧対策> 1 生活再建等の支援 （2）具体的な取組内容 ア 被災者の生活確保 【統括班（危機管理課）、物資調達班（産業振興課）、調査班（税務課）、<u>医療班（保健相談センター）</u>、避難班（<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、建築班（都市計画課）】 ② 租税等の徴収猶予及び減免の措置 c 国民年金保険料の免除 年金加入者が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、<u>社会保険庁長官</u>に保険料の免除申請をする。	<復旧対策> 1 生活再建等の支援 （2）具体的な取組内容 ア 被災者の生活確保 【統括班（危機管理課）、物資調達班（産業振興課）、調査班（税務課）、避難班（<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・保険年金課</u>）、建築班（都市計画課）】 ② 租税等の徴収猶予及び減免の措置 c 国民年金保険料の免除 年金加入者が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、<u>日本年金機構理事長</u>に保険料の免除申請をする。								
p. 227	イ 生活相談 【統括班（危機管理課）、広報班（市政情報課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、避難班（<u>福祉政策課・社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、建築班（都市計画課）、<u>警察、消防局、</u>ライフライン事業者】 ③ <u>消防局</u> <u>災害の状況に応じて、消防局等に相談所を設置し相談に応ずる。</u> ④ <u>ライフライン事業者</u> 市民生活の早期回復に協力するため、安全設備普及のための指導・相談及び復旧のための指導・相談等を実施する。 ⑤ <u>住宅相談・情報提供の実施</u> 住宅に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、各種の住宅情報を提供する。 a <table><tr><td>場 所</td><td>市役所</td></tr><tr><td>体 制</td><td>市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。</td></tr></table> b 住宅情報等の提供 広報紙、掲示板等の様々な媒体を活用して、災害復興住宅建設資金融資制度など、住宅に関する様々な情報を提供する。	場 所	市役所	体 制	市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。	イ 生活相談 【統括班（危機管理課）、広報班（市政情報課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、避難班（<u>生活福祉課・障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、建築班（都市計画課）、ライフライン事業者】 ③ <u>ライフライン事業者</u> 市民生活の早期回復に協力するため、安全設備普及のための指導・相談及び復旧のための指導・相談等を実施する。 ④ <u>住宅相談・情報提供の実施</u> 住宅に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、各種の住宅情報を提供する。 a <table><tr><td>場 所</td><td>市役所</td></tr><tr><td>体 制</td><td>市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。</td></tr></table> b 住宅情報等の提供 広報紙、掲示板等の様々な媒体を活用して、災害復興住宅建設資金融資制度など、住宅に関する様々な情報を提供する。	場 所	市役所	体 制	市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。
場 所	市役所									
体 制	市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。									
場 所	市役所									
体 制	市、弁護士、税理士等の専門家や各種機関等の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕などに関するあっせん制度、法律・税金問題など住宅の復興に関する相談に応じる。 なお、外国人の相談にも対応できるような体制を整える。									
p. 228	ウ 被災者への融資等 【避難班（<u>福祉政策課</u>）、建築班（都市計画課）】 ① 被災者個人への融資等 c 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	ウ 被災者への融資等 【避難班（<u>生活福祉課</u>）、建築班（都市計画課）】 ① 被災者個人への融資等 c 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付								

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																																																																										
p. 230	【災害弔慰金の支給】 <table><tr><td>支給対象 遺族</td><td>死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は<u>対象としない。</u></td></tr></table>	支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は <u>対象としない。</u>	【災害弔慰金の支給】 <table><tr><td>支給対象 遺族</td><td>死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は<u>他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。</u></td></tr></table>	支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は <u>他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。</u>																																																																						
支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は <u>対象としない。</u>																																																																											
支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は <u>他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。</u>																																																																											
p. 231	【災害援護資金の貸付】 <table><tr><td>利率</td><td><u>年3%</u> ただし据置期間中は無利子</td></tr></table> ② 被災中小企業への融資 【物資調達班（産業振興課）】 a 県制度融資の貸付 【経営安定資金（災害復旧関連）】 <table><tr><td>融資対象</td><td colspan="2">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として<u>引続き 6 か月以上同一事業を営み</u>事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること</td></tr><tr><td rowspan="6">融資条件</td><td>使途</td><td>設備資金及び運転資金</td></tr><tr><td>貸付期間</td><td>設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内</td></tr><tr><td>利率</td><td>大臣指定等貸付 年 <u>1.2%</u>以内（<u>平成 27</u> 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.3%</u>以内（ <u>〃</u> ）</td></tr><tr><td>担保</td><td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td></tr><tr><td>保証人</td><td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td></tr><tr><td>信用保証</td><td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する</td></tr></table> ③ 被災農林漁業関係者への融資等 【物資調達班（産業振興課）】 a 資金融資 【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（農業災害資金）】 <table><tr><td>貸付の相手</td><td>被害農業者</td></tr><tr><td>資金使途</td><td>種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子<u>年 3.5%以内</u></td></tr><tr><td>償還期限</td><td>6 年以内（据置 1 年）</td></tr><tr><td>貸付限度額</td><td>市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額</td></tr><tr><td>融資機関</td><td>農業協同組合等</td></tr><tr><td>その他</td><td>特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの</td></tr></table> p. 235 b 農業災害補償法に基づく農業共済制度 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済組合が被災農家に対し、共済金の迅速かつ適正な支払を行う。 <table><tr><td>支払の相手</td><td>当該共済加入の被災農家</td></tr><tr><td>農業共済 事業対象物</td><td>農作物（水稻：<u>25a 以上当然加入</u>、陸稲：<u>10a 以上当然加入</u>、麦 <u>10a 以上当然加入</u>）、果樹（ぶどう、なし）、<u>蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）</u>、園芸施設（施</td></tr></table>	利率	<u>年3%</u> ただし据置期間中は無利子	融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として <u>引続き 6 か月以上同一事業を営み</u> 事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること		融資条件	使途	設備資金及び運転資金	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内	利率	大臣指定等貸付 年 <u>1.2%</u> 以内（ <u>平成 27</u> 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.3%</u> 以内（ <u>〃</u> ）	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	貸付の相手	被害農業者	資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等	貸付利率	無利子 <u>年 3.5%以内</u>	償還期限	6 年以内（据置 1 年）	貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額	融資機関	農業協同組合等	その他	特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの	支払の相手	当該共済加入の被災農家	農業共済 事業対象物	農作物（水稻： <u>25a 以上当然加入</u> 、陸稲： <u>10a 以上当然加入</u> 、麦 <u>10a 以上当然加入</u> ）、果樹（ぶどう、なし）、 <u>蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）</u> 、園芸施設（施	【災害援護資金の貸付】 <table><tr><td>利率</td><td><u>延滞の場合を除き、年 3 パーセント以内で規則で定める率</u> ただし据置期間中は無利子</td></tr></table> ② 被災中小企業への融資 【物資調達班（産業振興課）】 a 県制度融資の貸付 【経営安定資金（災害復旧関連）】 <table><tr><td>融資対象</td><td colspan="2">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として <u>県内で客観的に事業に着手しており</u>、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること</td></tr><tr><td rowspan="6">融資条件</td><td>使途</td><td>設備資金及び運転資金</td></tr><tr><td>貸付期間</td><td>設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内</td></tr><tr><td>利率</td><td>大臣指定等貸付 年 <u>1.0%</u>以内（<u>令和 2</u> 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.1%</u>以内（ <u>〃</u> ）</td></tr><tr><td>担保</td><td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td></tr><tr><td>保証人</td><td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td></tr><tr><td>信用保証</td><td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する</td></tr></table> ③ 被災農林漁業関係者への融資等 【物資調達班（産業振興課）】 a 資金融資 【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（農業災害資金）】 <table><tr><td>貸付の相手</td><td>被害農業者</td></tr><tr><td>資金使途</td><td>種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>6 年以内（据置 1 年）</td></tr><tr><td>貸付限度額</td><td>市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額</td></tr><tr><td>融資機関</td><td>農業協同組合等</td></tr><tr><td><u>担保</u></td><td><u>保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する</u></td></tr><tr><td>その他</td><td>特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの</td></tr></table> b 農業災害補償法に基づく農業共済制度 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済組合が被災農家に対し、共済金の迅速かつ適正な支払を行う。 <table><tr><td>支払の相手</td><td>当該共済加入の被災農家</td></tr><tr><td>農業共済 事業対象物</td><td>農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、<u>蚕繭</u>）、家畜（乳</td></tr></table>	利率	<u>延滞の場合を除き、年 3 パーセント以内で規則で定める率</u> ただし据置期間中は無利子	融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として <u>県内で客観的に事業に着手しており</u> 、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること		融資条件	使途	設備資金及び運転資金	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内	利率	大臣指定等貸付 年 <u>1.0%</u> 以内（ <u>令和 2</u> 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.1%</u> 以内（ <u>〃</u> ）	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	貸付の相手	被害農業者	資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等	貸付利率	無利子	償還期限	6 年以内（据置 1 年）	貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額	融資機関	農業協同組合等	<u>担保</u>	<u>保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する</u>	その他	特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの	支払の相手	当該共済加入の被災農家	農業共済 事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、 <u>蚕繭</u> ）、家畜（乳
利率	<u>年3%</u> ただし据置期間中は無利子																																																																											
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として <u>引続き 6 か月以上同一事業を営み</u> 事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること																																																																											
融資条件	使途	設備資金及び運転資金																																																																										
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内																																																																										
	利率	大臣指定等貸付 年 <u>1.2%</u> 以内（ <u>平成 27</u> 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.3%</u> 以内（ <u>〃</u> ）																																																																										
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める																																																																										
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																																										
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する																																																																										
貸付の相手	被害農業者																																																																											
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等																																																																											
貸付利率	無利子 <u>年 3.5%以内</u>																																																																											
償還期限	6 年以内（据置 1 年）																																																																											
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額																																																																											
融資機関	農業協同組合等																																																																											
その他	特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの																																																																											
支払の相手	当該共済加入の被災農家																																																																											
農業共済 事業対象物	農作物（水稻： <u>25a 以上当然加入</u> 、陸稲： <u>10a 以上当然加入</u> 、麦 <u>10a 以上当然加入</u> ）、果樹（ぶどう、なし）、 <u>蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）</u> 、園芸施設（施																																																																											
利率	<u>延滞の場合を除き、年 3 パーセント以内で規則で定める率</u> ただし据置期間中は無利子																																																																											
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として <u>県内で客観的に事業に着手しており</u> 、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること																																																																											
融資条件	使途	設備資金及び運転資金																																																																										
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内																																																																										
	利率	大臣指定等貸付 年 <u>1.0%</u> 以内（ <u>令和 2</u> 年度） 知事指定等貸付 年 <u>1.1%</u> 以内（ <u>〃</u> ）																																																																										
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める																																																																										
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																																										
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する																																																																										
貸付の相手	被害農業者																																																																											
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等																																																																											
貸付利率	無利子																																																																											
償還期限	6 年以内（据置 1 年）																																																																											
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額																																																																											
融資機関	農業協同組合等																																																																											
<u>担保</u>	<u>保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する</u>																																																																											
その他	特別災害に指定された市町村の被害認定を受けたもの																																																																											
支払の相手	当該共済加入の被災農家																																																																											
農業共済 事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、 <u>蚕繭</u> ）、家畜（乳																																																																											

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）					修正案																	
			設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）					用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、 <u>保管中農作物</u> ）															
		支払機関	農業共済組合				支払機関	農業共済組合															
	④ 義援金品の受入・配分方法					④ 義援金品の受入・配分方法																	
	【協力班（会計課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】					【協力班（会計課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】																	
	b 義援金品の受領					b 義援金品の受領																	
	受領した義援金品については、寄託者に受領証（資料編参照）を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込み用紙をもって受領書の発行に代えることができる。					受領した義援金品については、 <u>希望する</u> 寄託者に受領書（資料編参照）を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込み用紙をもって受領書の発行に代えることができる。																	
	工 被災者生活再建支援制度 【調査班（税務課）】					工 被災者生活再建支援制度 【調査班（税務課）】																	
	① 被災者生活再建支援制度の概要					① 被災者生活再建支援制度の概要																	
		支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの a 住宅が全壊した世帯 b 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 c 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 d 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯			支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの a 住宅が全壊した世帯 b 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 c 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 d 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 <u>e 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</u> <u>※ 全壊：損害割合50%以上</u> <u>半壊：損害割合20%以上50%未満</u> <u>大規模半壊：損害割合40%以上50%未満</u> <u>中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</u>																
p. 236	p. 237	支援金の額	支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 ／ 4 の額） a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			支援金の額	支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 ／ 4 の額） a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）																
			<table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）	住宅の被害程度	全壊		解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円		<table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <u><全壊等></u>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100 万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円																			
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円																			
p. 238	才 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 【調査班（税務課）】		法に基づく被災者生活再建支援制度（前記エ）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。 このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。			才 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 【調査班（税務課）】		法に基づく被災者生活再建支援制度（前記エ）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。 このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用。 <u>ただし、半壊特別給付金については令和 2 年 4 月 1 日以降に発</u>															

該当頁

p. 239

日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）

① 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

対象支援世帯

住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの
a 住宅が全壊した世帯
b 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
c 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
d 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

支援金の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）
a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

修正案

生じた自然災害から適用。）。

① 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

対象支援世帯

住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの
a 住宅が全壊した世帯
b 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
c 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
d 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
e 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

支援金の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）
a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額
全壊、解体、長期避難	100万円
大規模半壊	50万円

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

p. 240

【埼玉県・市町村被災者安心支援金の支給手続】

被災者

日高市

埼玉県

県内全市町村

申請書提出
(り災証明書等の必要書類添付)

申請書送付

支給決定通知の写し送付

負担金の請求

負担金の納付

支給決定通知、支援金支給（口座振込）

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

被災者

日高市

埼玉県

県内全市町村

申請書提出
(り災証明書等の必要書類添付)

申請書送付

支給決定通知の写し送付

負担金の請求

負担金の納付

支給決定通知、支援金支給（口座振込）

② 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）		修正案															
p. 241			<table><tr><td>目的</td><td>救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr><tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr><tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は救助法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr><tr><td>支給対象世帯</td><td>埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯</td></tr><tr><td>給付金の額</td><td>補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）</td></tr><tr><td>市</td><td>a 住宅の被害認定 b 罹災証明書等必要書類の発行 c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</td></tr><tr><td>県</td><td>a 被害状況のとりまとめ b 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 c 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 d 被災世帯主へ支援金の支給 e 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 f 申請期間の延長決定</td></tr></table>	目的	救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。	対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）	対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は救助法が適用とならなかった地域に限る。	支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯	給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）	市	a 住宅の被害認定 b 罹災証明書等必要書類の発行 c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付	県	a 被害状況のとりまとめ b 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 c 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 d 被災世帯主へ支援金の支給 e 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 f 申請期間の延長決定	
	目的	救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																	
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は救助法が適用とならなかった地域に限る。																	
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯																	
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）																	
市	a 住宅の被害認定 b 罹災証明書等必要書類の発行 c 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 d 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																	
県	a 被害状況のとりまとめ b 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 c 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 d 被災世帯主へ支援金の支給 e 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 f 申請期間の延長決定																	
			【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】 埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。															
p. 242	② 埼玉県・市町村家賃給付金の概要	<table><tr><td>給付対象世帯</td><td>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</td></tr></table>	給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由	③ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要	<table><tr><td>給付対象世帯</td><td>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</td></tr></table>	給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由										
	給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由																
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 a 全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 b 全壊世帯に児童生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 c 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 d 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 e 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 f その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由																	
	③ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要	<table><tr><td>目的</td><td>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</td></tr><tr><td>対象災害</td><td>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害</td></tr></table>	目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。	対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害	④ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要	<table><tr><td>目的</td><td>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</td></tr><tr><td>対象災害</td><td>災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害</td></tr></table>	目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。	対象災害	災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害						
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。																	
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害																	
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。																	
対象災害	災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害																	
p. 244	第2章 災害復興		第2章 災害復興															
	第1 基本方針		第1 基本方針															

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。 事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を改善できるような中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。	大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。 事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を改善できるような中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。<u>また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。</u>
p. 246	第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置 第1 策定の趣旨 <u>東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。</u> <u>大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。</u> <u>同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。</u> <u>埼玉県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。</u> <u>このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、地域防災計画の震災対策編の第3章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。</u> 第2 基本的な考え方 <u>対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。</u> <u>1 警戒宣言発令中においても、都市機能は極力平常どおり確保する。</u> <u>2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保し、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。</u> <u>3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。</u> <u>4 発災後の対策は、防災計画（震災対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて防災計画（震災対策編）により対処する。</u> <u>5 市は、地震防災対策強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。</u> 第3 前提条件 <u>計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。</u> 1 警戒宣言の発令時刻 <u>警戒宣言が発令される時刻は、原則として社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）である。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。</u>	第3章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1 基本方針 1 趣旨 <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</u> <u>同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。</u> <u>南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。</u> <u>このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。</u> <参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について> <u>本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。</u> <u>平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載する。</u> 第2 実施計画 1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【危機管理課（統括班）】 （1）南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 <u>県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。</u> <u>情報を受けた市及び防災関係機関は、庁内、機関内等に情報を伝達する。</u> 【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】
p. 247		

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案														
p. 248	2 予想震度 <u>県内の震度は、地質地盤によって異なるが、震度5弱～5強程度である。</u> ※ <u>東海地震に関する情報の種別</u> <u>気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。</u> <u>なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。</u> <table><tr><th colspan="2">情報名</th><th>発表基準</th></tr><tr><td colspan="2">東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]</td><td>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合</td></tr><tr><td colspan="2">東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]</td><td>観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合</td></tr><tr><td rowspan="2">東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]</td><td>時 臨</td><td>観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合</td></tr><tr><td>定 例</td><td>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</td></tr></table> <u>各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなつたと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。</u>	情報名		発表基準	東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合	東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	時 臨	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合	定 例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	観測した異常な現象 南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生 南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性 異常な現象に対する評価 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表 有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し起こった現象を評価 プレート境界のM8以上の地震（半割れ） M7以上の地震（一部割れ） ゆっくりすべり 左の条件を満たさない場合 評価の結果発表される情報 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ地震臨時情報（終了）
情報名		発表基準														
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合														
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合														
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	時 臨	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合														
	定 例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合														

（2）市民、企業等へのよびかけ
市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。
また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
<u>半割れ</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>2週間（警戒：1週間）（注意：1週間）</u>
<u>一部割れ</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>1週間</u>
<u>ゆっくりすべり</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間</u>

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案				
		○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 （例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等 2 地震発生後の対応 【関係各課】 異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、「第 2 編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。				
	第 4 実施計画 第 1 節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第 1 目標 気象庁が、強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。 このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、実施すべき必要な措置について定める。 第 2 東海地震注意情報の伝達 【危機管理課（統括班）】 危機管理課（統括班）は、県から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、庁内に伝達する。また、伝達を受けた各課所は、所管する組織・施設等に伝達する。 1 伝達系統及び伝達手段 県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。 各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておく。 【東海地震注意情報伝達系統図】 2 伝達体制 <table><tr><td>市</td><td>市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。</td></tr><tr><td>県</td><td>県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等に</td></tr></table>	市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。	県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等に	
市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。					
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等に					

該当頁		日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）		修正案				
		<table><tr><td></td><td><u>より、市及び防災関係機関へ伝達する。</u></td></tr><tr><td>各防災関係機関</td><td><u>各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。</u></td></tr></table>		<u>より、市及び防災関係機関へ伝達する。</u>	各防災関係機関	<u>各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。</u>		
	<u>より、市及び防災関係機関へ伝達する。</u>							
各防災関係機関	<u>各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。</u>							
3 伝達事項 <								

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案															
	<pre>graph LR PMO[内閣総理大臣] --> PD[消防庁] PMO --> PA[警察庁] MA[気象庁] --> PD MA --> PMA[熊谷地方気象台] PD -- "(主ルート)" --> Pref[埼玉県] PMA -- "(副ルート)" --> Pref Pref -- "県防災行政無線" --> City[日高市] Pref -- "関係省庁" --> Gov[関係省庁] Gov --> DPC[指定地方公共機関] Gov --> DGC[指定公共機関] Gov --> DPLC[指定地方公共機関] City -- "庁内各課" --> Out[出先機関] City -- "電話等" --> Rel[関係機関] City -- "電話、無線等" --> Fire[消防団] City -- "電話等" --> Dis[防災関係機関] City --> WPD[埼玉西部消防局] PA -- "警察電話、警察無線等" --> PrefPolice[埼玉県警察本部] PrefPolice --> SubPref[飯能警察署] SubPref --> Station[交番・駐在所]</pre> 2 伝達体制 <table><tr><td>市</td><td>市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。</td></tr><tr><td>県</td><td>県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに（庁内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市及び防災関係機関へ伝達する。</td></tr><tr><td>各防災関係機関</td><td>各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。</td></tr></table> 3 伝達事項 警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。 <table><tr><td>(1) 警戒宣言通知文</td></tr><tr><td>(2) 東海地震予知情報に関する情報文</td></tr><tr><td>(3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項</td></tr><tr><td>(4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）</td></tr><tr><td>(5) その他必要と認める事項</td></tr><tr><td>例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること</td></tr></table> 第 3 活動体制 【危機管理課（総括班）】 1 災害対策本部の設置 市長は、警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。 2 職員の動員 配備体制は、非常体制とする。 3 本部の所掌事務 <table><tr><td>(1) 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集伝達</td></tr><tr><td>(2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定</td></tr><tr><td>(3) 防災関係機関の事務に係る連絡調整</td></tr></table>	市	市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。	県	県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに（庁内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市及び防災関係機関へ伝達する。	各防災関係機関	各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。	(1) 警戒宣言通知文	(2) 東海地震予知情報に関する情報文	(3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項	(4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）	(5) その他必要と認める事項	例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集伝達	(2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定	(3) 防災関係機関の事務に係る連絡調整	
市	市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。																
県	県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに（庁内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市及び防災関係機関へ伝達する。																
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。																
(1) 警戒宣言通知文																	
(2) 東海地震予知情報に関する情報文																	
(3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項																	
(4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）																	
(5) その他必要と認める事項																	
例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること																	
(1) 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集伝達																	
(2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定																	
(3) 防災関係機関の事務に係る連絡調整																	

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	<u>（3）児童・生徒等の保護</u> 職員は、児童・生徒等の所在を確認した上、次のように措置する。 ア 幼稚園 園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き継ぐ。 イ 小・中学校 名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させ、あらかじめ保護者不在が判明している場合には、学校において保護する。なお、心身に障がいのある児童・生徒については直接保護者に引き継ぐ。 ウ 高等学校 名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させる。 エ 特別支援学校 ① <u>スクールバスで通学している児童・生徒</u> a 緊急連絡網により、各通学区域毎に保護者に帰宅時刻及び引き継ぎ場所を連絡し、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き継ぐ。 b スクールバス運行にあたっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引き継げるよう連絡及び引き継ぎ方法を工夫する。 ② <u>スクールバス以外で通学している児童・生徒</u> 徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添えにより通学している児童・生徒については、校内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡するとともに、名簿により確認のうえ、直接保護者に引き渡す。 <u>（4）校内防災対策</u> 校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。 ア 出火防止措置 地震災害での二次災害を防止するため、火気使用場所及び器具を点検する。なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。 イ 消火設備の点検と作動確認 消火用水、消火器等について点検する。 ウ 非常持ち出し品の確認と準備 重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。 エ 化学、工業薬品の管理 火災・有害ガス発生のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。 <u>（5）事前の指導連絡事項</u> ア 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。 イ 警戒宣言が発令されたときは、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き継ぐかをあらかじめ保護者に知らせておく。 ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。 エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りどける等の方策を講じる。	

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	<u>オ 特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから学校、寄宿舎、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。</u> <u>（6）私立学校等</u> <u>私立短期大学等についても公立学校等に準じた措置を講じ、学生の生命の安全確保について万全を期する。</u> <u>2 病院施設 【飯能地区医師会】</u> <u>（1）患者に対する措置</u> <u>医療施設は、警戒宣言発令の情報を把握したら、入院患者に対して安全措置を講ずるとともに、外来患者に対しては、可能な限り診療業務を行い、住民の不安をなくすようにする。</u> <u>（2）防災措置</u> <u>医療施設は、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制であり、防災対策並びに毒物・劇物等の薬品・危険物管理についても万全を期する。</u> <u>3 福祉施設 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課）】</u> <u>警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあっては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行う。</u> <u>また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。</u> <u>（1）情報活動</u> <u>ア 情報収集</u> <u>市、防災関係機関及びテレビ・ラジオからの情報の収集に当たる。</u> <u>イ 情報伝達</u> <u>情報伝達に当たっては、次の点に注意する。</u> <u>① 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう、定期的に伝達するなど配慮すること。</u> <u>② 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。</u> <u>③ 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。</u> <u>④ 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。</u> <u>⑤ 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。</u> <u>（2）防災組織の確認</u> <u>警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。</u> <u>（3）対応策の確認</u> <u>各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。</u> <u>ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。</u> <u>イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。</u> <u>ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や、入所者の行動の仕方を明確にする。また、入所者は職員の指示によって行動し、勝手な行動をとらないよう指導する。</u> <u>エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）の準備をしておく。</u> <u>また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。</u> <u>（4）施設の設備の整備及び点検</u> <u>各施設は、施設の実情に応じて、主に次の設備等について防災措置を講じておく。</u> <u>ア 火気使用設備器具</u>	

該当頁

p. 253

日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）

ア 噴火警報(居住地域)・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や加工周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

イ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて 5 段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル 5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル 4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）
噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル 3（入山規制）	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想させる
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル 2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル 1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

修正案

ア 噴火警報(居住地域)・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

イ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第 4 条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル 5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル 4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル 3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル 2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報		火口内等	レベル 1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル（警戒事項等）
噴火警報	居住地域及びそれより	居住地域に重大な被害を	居住地域

該当頁

p. 254

p. 255

日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）

ウ 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

エ 降灰予報

①降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。

②降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。

修正案

(居住地域) 又は噴火警報	火口側	及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。
噴火速報は以下のような場合に発表する。
・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。
また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

ウ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を提供する。
①降灰予報（定時）
・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に発表。

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 257	③降灰予報（詳細） <u>噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。</u> オ 火山ガス予報 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。 カ 火山現象に関する情報等 <u>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</u>	<u>・ 18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> ②降灰予報（速報） <u>・ 噴火が発生した火山※1 に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後 5 ～10 分程度で発表。</u> <u>・ 噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝 えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> ③降灰予報（詳細） <u>・ 噴火が発生した火山※2 に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。</u> <u>・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u> ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 <u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> <u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</u> オ 火山ガス予報 <u>気象庁が、</u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。 カ 火山現象に関する情報等 <u>気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</u>
p. 258	<応急対策> 2 情報の収集・伝達 （2）具体的な取組内容 ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 【衛生班（環境課）、広報班（市政情報課）】 市は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 （例） ① 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ② 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ③ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。	<応急対策> 2 情報の収集・伝達 （2）具体的な取組内容 ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 【衛生班（環境課）、広報班（市政情報課）】 市は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 （例） ① 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ② 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ③ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー <u>（※）</u> を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 <u>※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してからは作動させる。</u>
p. 260	3 避難所の開設・運営 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、学校】 8 広域一時滞在 【避難班（<u>福祉政策課</u>・<u>社会福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>健康支援課</u>）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】	3 避難所の開設・運営 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、学校】 8 広域一時滞在 【避難班（<u>生活福祉課</u>・<u>障がい福祉課</u>・子育て応援課・長寿いきがい課・<u>保険年金課</u>）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成30年6月）	修正案
p. 262	第5章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 第3 シビアコンディションの共有と取組の実施	第5章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 第3 シビアコンディションの共有と取組の実施
p. 265	③ 火災から命を守る シビアな状況 関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。 延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。 一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。 シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。 また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。	③ 火災から命を守る シビアな状況 関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。 延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。 一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。 シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。 また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物等関連施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。
p. 269	⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応 対策の方向性 ○ 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ○ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。	⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応 対策の方向性 ○ 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ○ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。